

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調査係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 22 年 3 月 15 日 (月)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 5 2 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋委員長、井川副委員長、 秋元・成田（祐）・佐藤・山口・古沢 各委員		
説明員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、山口委員、古沢委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「旧国鉄手宮線活用計画について」

○(建設)まちづくり推進課長

旧国鉄手宮線活用計画について報告いたします。

この計画の策定に当たりましては、市民の皆さんの意見を伺い、市の活用計画の参考とするため、平成 20 年 2 月に旧国鉄手宮線活用懇話会を設置し、昨年 3 月までの約 1 年間に 5 回開催をして、報告書が提出され、昨年第 2 回定例会の建設常任委員会でその内容について報告したところであります。

その後、昨年 6 月末には、報告書を市のホームページや窓口で公開し、多くの市民や関係商店街の皆さんから御意見を伺ったところであり、また、今年度も引き続き懇話会を開催して、市の計画案について 3 回にわたり議論をしていただいたところであります。それらの意見を参考にして、庁内の検討会議において協議を重ねてまいりましたが、このたび市の活用計画を策定しましたので、その内容について報告いたします。

配布しております資料をごらんください。

まず、1 ページは整備に当たっての基本的な考え方でございます。2 ページの平面図とあわせてごらんください。整備に当たっては、四つのゾーンに分けて、そのゾーンごとに情報発信や市民、観光客が集い、憩う機能を有する拠点や拠点と拠点をつなぐ散策路、利用者の利便性を図るサインの三つを基本構成として整備することとしております。

まず、拠点についてでございますけれども、小樽市総合博物館と旧日本郵船株式会社小樽支店の区間、A ゾーンでございますけれども、このゾーンについては、旧日本郵船と運河公園、北運河との連携も考慮し、旧日本郵船の裏に面するステーション、拠点でございますけれども、ここについては、旧日本郵船を近くに感じながら休憩やさまざまな交流活動ができる広場として、旧日本郵船ステーションを整備することとしております。

また、総合博物館と隣接し、旧国鉄手宮線の入り口となって利用者を迎え入れる広場としまして、手宮ステーションを整備するとしてございます。

次に、旧日本郵船から臨港線までの B ゾーンの区間には、大正元年に整備されて、その後、昭和 18 年に廃止となりました手宮駅があったことから、手宮線の在りし日の姿を伝える広場としまして、旧手宮駅ステーションを整備することとしてございます。

次に、臨港線から仲見世通までの C ゾーンの区間につきましては、観光客の通行が多い中央通に接してございませし、「小樽・鉄道・写真展」「小樽雪あかりの路」などのイベントが開催され、またこの周辺には総合博物館運河館、公園、小樽市民センターマリンホール、中央市場などが立地し、今後も交流の広がりが期待できるエリアであることから、それらの周辺施設を結ぶ位置にあるため、休息、休憩をすることができる広場として竜宮ステーションを整備することとし、また中央通に接する中央通ステーションにつきましては、利用者を迎え入れる広場として、既にベンチやモニュメントなどが設置されており、憩いの空間として整備されておりますけれども、新たに案内サインや解説サインを設置したいというふうに考えてございます。

仲見世通りから寿司屋通りまでの D ゾーンの区間につきましては、大正元年に整備され、昭和 37 年に廃止となった色内駅があったことから、色内駅の面影を伝える憩いの場として、色内駅をモチーフとした休憩施設として、旧色内駅ステーションを整備します。

また、花園ステーションは、利用者を迎え入れる広場として既に整備済みでございますけれども、案内サインなどの整備を行ってまいりたいというふうを考えてございます。

また、各ゾーンの入り口には、ゾーンの始まりを演出するためのエントランス広場を設置することとしてございます。

次に、散策路についてでございますけれども、平成 13 年度に整備した中央通から寿司屋通りまでの区間は、手を加えずそのまま散策路として活用することとし、散策路の幅員は 2 メートルから 2 メートル 50 センチメートルと狭いため、歩行者のみの通行とします。しかしながら、観光客の回遊性を考慮しますと、自転車、人力車の利用は有効と考えてございますので、未整備の総合博物館から中央通までの区間については、自転車、人力車の通行を可能とした散策路として整備したいというふうと考えてございます。

断面については、下の図面にありますとおり、親子などの 2 人と自転車や人力車がすれ違うことが可能な 3 メートルから 4 メートルの幅員を基本として整備をしたいというふうと考えてございます。

次に、サインの設置でございますけれども、各ステーション、エントランス広場には、利用者の利便性を図り、散策をより楽しんでもらう施設として、機能に応じて案内サイン、誘導サイン、解説サイン、インフォメーションボード、この四つのサインを設置したいというふうと考えてございます。

3 ページをごらんください。

3 ページから 6 ページにつきましては、今、説明をしました整備の基本的な考え方に基づいて、具体のイメージを描いたものでございます。

まず、A ゾーンでございますけれども、手宮側から手宮ステーション、旧日本郵船ステーションエントランス広場を設けることとしてございます。手宮ステーションについては、市民や観光客の憩いの場となる小広場というようなイメージ、旧日本郵船ステーションについては、旧日本郵船の隣接地に整備し、北運河、運河公園と連携し、休憩やイベントにも拠点となる広場を整備したいというふうと考えてございます。

散策路につきましては、用地幅の関係から、山側に設置をすることとしてございます。

次に、4 ページの B ゾーンにつきましても、手宮側からエントランス広場、旧手宮駅ステーション、最後にゾーンの終わりとしてエントランス広場の設置を考えてございます。

旧手宮駅ステーションのイメージでございますけれども、昔、手宮駅の乗降場が建設されていた場所に、市民や観光客の憩いの場となるような、ベンチを備えた広場を設置したいというふうと考えてございます。

散策路については、用地幅の関係から、手宮側については海側、途中から山側のほうへ設置をするということで、用地幅で 3 メートルから 4 メートルをとるということで、このような形になります。

次に、5 ページの C ゾーンでございますけれども、C ゾーンについても、エントランス広場、竜宮ステーション、中央通ステーション、さらにエントランス広場というような整備を考えてございます。

竜宮ステーションにつきましては、色内大通り、観光施設、近隣の飲食店の利用者などが休憩するような広場としての利用を考えてございます。

中央通ステーションについては、整備済みでございますけれども、市街地を歩く人々の憩いの広場となるように、さらに今後、市街地と旧手宮線全体を案内するようなサインの設置をしたいというふうと考えてございます。

散策路につきましては、用地幅の関係から手宮側は海側に設置し、途中から山側へ設置するというような形になります。

6 ページでございますけれども、既に散策路が整備されている D ゾーンでございます。このゾーンにつきましても、エントランス広場、旧色内駅ステーション、花園ステーションの整備を考えてございます。

旧色内駅ステーションにつきましては、大正元年から昭和の時代にかけて色内駅が建設されておりました市立小樽文学館・美術館の向かい側に計画しております。左下の写真にありますように、往時の色内駅をモチーフとし

た休憩施設と国鉄手宮線や色内駅の歴史を解説したサイン、ベンチを整備することとしており、ページ中央にそのイメージ図が載っております。

花園ステーションは整備済みでございますけれども、周辺施設への案内サインの設置や、また右側に写真が載っておりますけれども、寿司屋通沿いの橋脚部に手宮線の解説や案内マップを載せたサインの設置を計画しております。

平成 22 年度につきましては、旧国鉄手宮線整備事業費として、この旧色内駅ステーションの整備費 1,000 万円を今定例会に提案させていただいており、文学館・美術館の再整備とあわせて、中心市街地に新たな魅力が創出されるものと考えております。

○委員長

「都市計画区域の『整備、開発及び保全の方針』と『区域区分』の見直しについて」

○（建設）都市計画課長

都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」と「区域区分」の見直しについて報告いたします。

この都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などに関しましては、昨年第 2 回定例会の建設常任委員会において、本市が策定する素案の概要を報告させていただいたところであり、その後、北海道への案の提出、北海道の都市計画審議会の答申などを経て、北海道としての案がまとまりましたので、報告いたします。

都市計画区域ごとに都市計画の基本的な方向を示す都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」、以下、略して整開保と申しますが、この整開保と市街化区域と市街化調整区域の区分を定める「区域区分」については、本市では小樽都市計画区域と札幌圏都市計画区域の二つの都市計画区域を有しておりますので、都市計画区域ごとに道が都市計画決定するものであります。

小樽都市計画区域は、小樽市の銭函 4 丁目、5 丁目を除く区域から構成され、札幌圏都市計画区域は札幌市、江別市、北広島市、石狩市、小樽市の銭函 4 丁目、5 丁目から構成される区域であります。この整開保、区域区分については、昨年の建設常任委員会で報告した時点から若干の修正はございますが、基本的な方針や考え方などは変わっておりませんので、配布している資料により、これらの案の概要などを簡潔に報告いたします。

では、1 ページをごらんください。初めに、1 の小樽の整開保（案）の概要であります、「Ⅰ都市計画の目標」については、第 6 次小樽市総合計画を踏まえた基本理念を掲げております。「Ⅱ区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」につきましては、現市街地においては現状を維持することを基本としつつ、必要に応じて計画的な市街地の充実・整備を図り、今後とも無秩序な市街地の拡大を抑制し、農林漁業との健全な調和を図っていくため、引き続き区域区分を定めるとし、市街化区域の規模を変更しないものとしております。

2 ページをごらんください。「Ⅲ主要な都市計画の決定の方針」であります。「1 土地利用」「2 都市施設」「3 市街地開発事業」「4 自然的環境の整備又は保全」の項目において、現行の整開保に対しまして、関連計画、多様化する都市の課題などを踏まえた記述の変更を行っております。

次に、2 の小樽の区域区分の見直しの方針につきましては、人口や産業規模が減少傾向にあり、また既成市街地の都市機能の充実を図る必要があることから、新たな市街地を整備するための市街化区域の拡大を行わないとしております。

3 ページをごらんください。3 の札幌圏の整開保（案）の概要であります、「Ⅰ都市計画の目標」については、小樽市関係としては第 6 次小樽市総合計画を踏まえた基本理念を掲げております。「Ⅱ区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」における小樽市部分については、市街化区域の規模は変更しないものとしております。

次に、3 ページ下段から 4 ページをごらんください。「Ⅲ主要な都市計画の決定の方針」であります、現行の整開保に対して、「1 土地利用」「2 都市施設」に関しましては、土地利用の動向や関連計画などを踏まえた記述の修正をしており、「3 市街地開発事業」「4 自然的環境の整備又は保全」については、現行の整開保と

基本的に同様であります。

次に、4 の区域区分の見直しの方針につきましては、産業規模については急激に増加する傾向にはなく、石狩湾新港地域の企業立地を進める必要があることから、産業規模等の面からの市街化区域の拡大は行わないとしております。

以上が、整開保と区域区分の見直しの概要についてでございます。

今後のスケジュールについてであります。これまで案の縦覧、小樽市の都市計画審議会での答申、北海道の都市計画審議会での答申などを経て、現在、道で国土交通大臣の同意に関する協議を行っており、この同意を得て、4 月上旬に都市計画決定の予定となっております。

○委員長

「都市計画提案制度による富岡地区地区計画について」

○（建設）都市計画課長

都市計画提案制度による富岡地区地区計画について報告いたします。

当該地区計画につきましては、都市計画提案制度を活用した住民提案を踏まえ、新たに地区計画を定めるものであり、昨年第 2 回及び第 3 回定例会の建設常任委員会において、住民提案の内容を踏まえて、市が策定した原案の概要などを報告してきたところであります。

その後、案の縦覧、都市計画審議会での答申、北海道知事の同意などを経まして、本年 2 月 18 日付けで都市計画決定を行いました。

都市計画決定の内容としましては、住民提案を踏まえた建築物の高さの最高限度を 10 メートルとすることなどを定めております。

○委員長

「小樽港臨港地区内の分区一部見直しに伴う港町地区地区計画について」

○（建設）都市計画課長

小樽港臨港地区内の分区一部見直しに伴う港町地区地区計画について報告いたします。

当該地区計画につきましては、臨港地区内の分区に関し、一部、商港区から無指定区域に変更されることに伴い、港湾機能と都市機能が調和し、良好な市街地環境が形成されるよう、港町地区地区計画を変更するものでありまして、昨年第 3 回定例会の建設常任委員会において、原案の概要などを報告してきたところであります。

その後、これまで案の縦覧、都市計画審議会の答申、北海道知事の同意などを得てきておりますが、この地区計画変更の都市計画決定に関しましては、分区見直しに係る港区変更及び小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正とあわせて行う必要があるため、港区変更の告示、建築物の制限に関する条例改正の本定例会議決後の公布とあわせて都市計画決定を行う予定であります。

○委員長

「平成 22 年度臨時市道整備事業について」

○（建設）建設事業課長

平成 22 年度臨時市道整備事業の概要につきまして説明いたします。

お手元に配布しました整備事業の概要でございますが、老朽化が著しい路線、小中学校周辺の通学路、舗装や側溝の未整備区間などについて、整備の緊急性、事業の効果などを総合的に判断して 34 路線を選定したものであります。

予算につきましては、平成 21 年度と同額の 4 億円を計上しており、そのうち 1 億円が債務負担分として 3 月中に、また 3 億円が通常分として 4 月以降に発注する予定であります。

34 路線の内訳としては、20 路線が道路改良、12 路線が側溝改良、1 路線が舗装改良、1 路線が橋りょう改良と

なっております。

なお、計画路線につきましては、今後の詳細な調査により延長や内容等が変更となる可能性もあり、弾力的な執行をしてみたいと考えてございます。

○委員長

「小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の策定について」

○（建設）白川主幹

小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の概要について説明いたします。

この計画につきましては、昨年第 2 回定例会の建設常任委員会におきまして報告させていただいておりましたが、平成 21 年度の地域住宅交付金制度の改正によって、建物の耐久性向上に資する維持保全の工事なども交付金の対象となることになりました。このような維持保全工事のうち、長寿命化型改善事業を地域住宅交付金を受けて計画的に推進するために、新たに長寿命化計画の策定が必要とされ、国から策定指針が示されましたので、その指針に沿って計画の策定作業を進めてまいりました。今般、住宅行政審議会の答申を受け、新たに計画を策定いたしましたので、その内容を報告いたします。

委員の皆様には、計画書本書と A 3 判にまとめた計画の概要を配布しております。説明は A 3 判の計画の概要に基づいてさせていただきますので、そちらの資料をごらんいただきたいと思います。

第 1 章には、目的と方法を記載しております。初めに、目的としましては、現行の公共賃貸住宅ストック総合活用計画を踏まえ、住宅マスタープランに基づく各種居住施策と連携を図り、予防保全的な観点から修繕や改善の計画を定め、ストックの長寿命化による市営住宅の計画的な建替え、改善、用途廃止などをはじめ、更新にかかる事業費及び事業量の平準化を図ることを掲げております。

また、期間、方法についてですが、22 年度から 41 年度までの 20 年間で構想期間、特に前半の 22 年度から 31 年度の 10 年間で計画期間とし、計画内容は社会情勢の変化、事業の進ちょく状況等に応じ、おおむね 5 年ごとに定期的な見直しを行うこととしております。

次に、第 2 章には市営住宅ストックの状況を記載しております。ここで特記のないものは平成 22 年 3 月末現在のデータとしております。管理戸数は市営住宅が 39 団地、3,426 戸、道営住宅が 16 団地、1,305 戸、合計で 55 団地、4,731 戸となっております。入居状況は、本年 2 月 1 日現在のデータですが、入居戸数 2,780 戸となっております。管理戸数 3,426 戸には、政策空き家 460 戸が含まれておりまして、政策空き家を除いた実入居率は 93.7 パーセントとなっております。以下、整備状況、住戸規模、設備状況、応募状況、入居者の状況など、ストックに関するデータを整理し、記載しております。

第 3 章には、長寿命化計画に関する方針を記載しております。長寿命化計画に関する基本方針としては、「（1）ストックの状況把握及び長寿命化のための維持・管理方針」として、「①予防保全的な観点からの定期点検の実施」と、「②施設カルテを活用した管理データを用いた適切な維持・管理」を、また、「（2）長寿命化及び更新事業費・事業量に関する方針」として、「①予防保全的な修繕及び耐久性の向上に資する改善の計画的な実施による長寿命化」と、「②ストックの長寿命化による更新事業費・事業量の平準化」を示しました。

次に、長寿命化計画の整備目標としましては、「①耐用年限を超過した住戸の解消」から、「⑦居住環境改善の推進」までの大きく 7 項目を掲げております。

次に、建替え、改善、維持・管理の実施方針を記載しておりますが、建替えにつきましては、用途廃止及びユニバーサルデザインを導入した建替えを計画的に進め、耐用年限超過住棟の確実な解消を目指すこととしました。改善につきましては、予防保全的な修繕及び仕様のグレードアップ等、耐久性向上に資する改善の実施により、ストックの長寿命化を図ること、また全面的改善を行う住棟は住戸規模、間取りの改修や住戸設備等の機能性向上を図り、居住性の向上に努めること、さらには長寿命化型改善とあわせ、必要な個別改善を行うことにより、長期的活

用を図る住棟は 3 か所給湯設備等、住戸設備の改善を図ることを掲げております。また、5 年度以降しゅん工の住棟は定期的点検を行って維持・管理することとしております。

次に、第 4 章には長寿命化を図るべき市営住宅を、また第 5 章には長寿命化のための維持管理計画を記載しております。

第 4 章では、国が示した策定指針に沿って、市営住宅の長寿命化型改善を含む活用手法を判定し、その判定結果を受けて、第 5 章で事業費や事業量の平準化を図りながら、住宅別、年次別に活用プログラムを定めております。活用手法の判定につきましては、1 次判定で経過年数及び高度利用の可能性により「建替候補」「用途廃止候補」「維持管理候補」「継続判定」に分類し、2 次判定では 1 次判定で継続判定となった住棟を対象に、く体の安全性、避難の安全性、居住性の順に評価を行い、長寿命化型改善を含む改善手法を判定し、3 次判定では 1 次判定で建替候補、用途廃止候補、維持管理候補となった住棟と、2 次判定で改善手法の判定を行った住棟を対象に、需要、改修履歴及び現状調査等を基に総合的検討を行い、住宅別の事業手法に関する最終判定を行っております。

活用プログラムとしましては、計画書本書の 47 ページに年次別の表として整理しておりますので、あわせてそちらのほうもごらんいただきたいと思います。

まず、「①建替え」につきましては、市営オタモイ D 住宅から G 住宅を建て替えるものですが、現在、工事を行っている市営オタモイ住宅 3 号棟に続いて 4 号棟を 23 年度と 24 年度に、また 5 号棟を 26 年度と 27 年度に行う位置づけとしました。

「②事業主体変更及び全面的改善」ですが、本年 2 月 1 日に事業主体変更をした旧道営若竹団地 2 号棟に続いて、道営若竹団地の事業主体変更を北海道と協議しながら進め、1 号棟を 24 年度と 25 年度で、3 号棟を 28 年度と 29 年度で、2 号棟と同様の全面的改善事業を行う位置づけとしました。

「③長寿命化型改善とあわせて必要な個別改善を行うことにより、長期的な活用を図る住宅」としては、市営緑 B 住宅など 6 住宅を位置づけ、記載の年度に工事を行う計画としました。

「④長寿命化型改善を行うことにより中期的な活用を図る住宅」としては、市営塩谷 C 住宅の中層耐火構造部分など 9 住宅を位置づけ、記載の年度に工事を行う計画としました。

「⑤維持管理」としましては、5 年度以降にしゅん工した比較的新しい市営手宮公園住宅など 8 住宅を位置づけるとともに、13 年度に外壁や屋根のいわゆる長寿命化型改善工事を終えている市営高島住宅を加えております。

「⑥用途廃止」は、市営オタモイ C 住宅から G 住宅、最上 B 住宅、塩谷 B 住宅、塩谷 C 住宅の簡易平家建てと簡易 2 階建て部分、桂岡住宅を位置づけました。また、残りの住宅を 32 年度から 41 年度の構想期間に、①から④のとおり位置づけております。

さらに、今回の計画には、内部改修等修繕計画として、長寿命化型改善の対象とはならない修繕工事のうち、入居者の居住性向上に効果的な畳表がえ、階段室の塗装のほか、定期的な量水器の取替えを計画的に実施するため、その修繕プログラムを位置づけております。

○委員長

「小樽市上下水道ビジョンについて」

○（水道）整備推進課長

小樽市上下水道ビジョンについて説明いたします。

昨年第 4 回定例会の建設常任委員会で、上下水道ビジョンの策定状況としまして、策定の背景、目的、考え方、体制とビジョンの構成とその施策の体系について報告しておりますが、このたびパブリックコメントを終えて完成いたしましたので、その内容について報告いたします。

まず、目次をごらんください。

このビジョンについての構成であります、「第 1 章 計画策定に当たって」では策定の趣旨、上下水道事業の

概要、上下水道事業の現状と課題について記述しています。

次に、「第 2 章 計画の基本事項」では、計画の位置づけ、計画期間、基本理念、経営の方針について記述しております。

「第 3 章 経営方針実現のための施策」では、経営方針に基づきまして七つの施策について記述しております。

「第 4 章 財政収支の見通し」では、収入の動向を推計するための人口の予測、財政計画、主な事業計画について記述しております。

「第 5 章 施策の推進体制」ですが、本ビジョンの進ちょく管理を行う推進体制について記述しております。

最後に、資料編としまして、用語の解説、アンケート調査結果、策定の経過について記述いたしました。

それでは、1 ページをごらんください。

「第 1 章 計画の策定に当たって」ですが、「1 策定の趣旨」につきましては、昨年第 4 回定例会の建設常任委員会にて報告しておりますので省略させていただきます。

次に、「2 上下水道事業の概要」には、事業の概要と沿革を掲載しておりますので、これについても省略させていただきたいと思っております。

4 ページをごらんください。「3 上下水道事業の現状と課題」であります。「(1) 上下水道事業を取り巻く環境」「(2) 水需要等の動向」、5 ページ目の「(3) 経営の状況」まで、ここまでは現状について記述しました。

次に、課題につきましては、7 ページの「(4) 本格的な施設更新時期の到来」から、11 ページの「(8) お客様ニーズの多様化」までで整理してございます。

次に、12 ページをごらんいただきたいと思っております。「第 2 章 計画の基本事項」であります。「1 計画の位置付け」で、上位計画である第 6 次小樽市総合計画と国の施策、そして事業の実施における個別計画との関係を模式図で表してございます。

次に、13 ページをごらんください。「2 計画期間」でございますけれども、これは第 6 次小樽市総合計画の計画期間に合わせまして、平成 21 年度から 30 年度までの 10 年間としております。

続いて、「3 基本理念」であります。基本理念は将来あるべき姿を描くものであります。総合計画の将来像と、まちづくりのテーマの実現に向けまして、さらに市民みんなで力を合わせ、持続可能な上下水道事業を目指すという思いを込めまして、「上下水道は市民の財産、お客様とともに未来をつなげよう」という基本理念を定めました。

次に、「4 経営方針」であります。基本理念に基づきまして、将来の向かうべき方向や目標として七つの方針を定めました。一つ目が、水の安定供給に努めます。二つ目が、快適な生活環境を創造します。三つ目が、上下水道施設の改築・更新を進めます。四つ目が、経営基盤の安定化に努めます。五つ目が、お客様サービスの向上に努めます。六つ目が、資産・資源の有効活用を図ります。七つ目が、危機管理対策の充実を図りますと、このように七つの経営方針を定めました。

14 ページをごらんください。「第 3 章 経営方針実現のための施策」であります。ここでは施策の体系を表しています。経営方針の実現のための主要な施策としまして、左側にあります「1 水の安定供給」から、「7 危機管理対策の充実」まで七つを挙げまして、中段の部分はその目標達成のための取組の柱となる 15 の具体的な施策、右側に 41 の実現方策を掲げてございます。また、施策の達成状況を管理するための具体的な施策に対する成果指標を設けております。

それでは、その内容について、このビジョンの中核となる三つ目の施策、「上下水道施設の改築・更新」と、四つ目の施策であります「経営基盤の安定化」について説明いたしたいと思っております。

24 ページをごらんください。まず、三つ目の施策である「上下水道施設の改築・更新」であります。この施策を達成するための具体的な施策として、「(1) 水道施設の改築・更新」と、「(2) 下水道施設の改築・更新」の

二つを挙げまして、どのような現状と実現方策かを示しています。

まず、「(1) 水道施設の改築・更新」であります。この現状といたしまして、本市の水道施設は、創設時の大正 3 年から使用している施設もあり、老朽化が著しいため、計画的な更新は喫緊の課題となっております。下段にありますグラフをごらんください。この棒グラフの一番下にありますのが老朽铸铁管でございます。これは大正 3 年から昭和 33 年までに布設された铸铁管でありまして、耐用年数を大きく超過し、破損や赤水発生の原因となっている管であります。平成 11 年度の 65 キロメートルから、平成 20 年度末の 31.6 キロメートルまで、減りはしておりますけれども、まだまだ残っている状況でございます。

その実現方策といたしまして二つ挙げてございます。

25 ページをごらんください。「①老朽施設の延命化と効果的な改築・更新」「②適正な施設の維持管理」の二つによりまして計画的な改築・更新と円滑な給水の確保を図ることとしております。この「(1) 水道施設の改築・更新」の成果指標といたしまして、更新が必要な施設数の更新状況を表す水道施設更新計画進捗率と配水管更新計画進捗率で表してございます。

次に、26 ページをごらんください。「(2) 下水道施設の改築・更新」であります。この現状といたしましては、本市の下水道の管路延長はこのグラフのとおり、578 キロメートルに達してございまして、保有施設数が増大しております。当初に布設した管路は腐食により劣化が進んでいることから、計画的に老朽施設を改築・更新することが急務になっております。

その実現方策としまして二つ挙げてございます。水道と同様でありますけれども、「①老朽施設の延命化と効果的な改築・更新」「②適正な施設の維持管理」の二つによりまして事業の平準化を図るとともに、予防保全型の維持・管理に努めることとしております。この「(2) 下水道施設の改築・更新」の成果指標につきましては、更新が必要な施設数の更新状況を表す下水道施設更新計画進捗率と更新計画の調査が必要な下水道管路延長の調査状況を表す下水道管路調査率で表してございます。

28 ページをごらんください。四つ目の施策であります「経営基盤の安定化」であります。この施策を達成する具体的な施策といたしまして、「(1) 収入の確保」「(2) 経費の節減」「(3) 定員管理の適正化と人材の育成」の三つを挙げまして、それぞれの現状と実現方策を示しております。

まず、「(1) 収入の確保」についてであります。その現状としまして、人口の減少や景気の低迷などにより給水収益及び下水道使用の料金収入が減少を続けてございまして、経営に大きな影響を与えるため、収入の確保をするための取組が求められております。給水収益の推移についてグラフを示してございます。過去 10 年間の推移を見ますと、平成 11 年度をピークに減少してございまして、平成 20 年度は前年度との比較で 9,400 万円の減、率にしまして 3.3 パーセントのこれまでにない大きな落ち込みとなっております。特に、業務用が景気悪化の影響を受けて 5,200 万円の大きな減となっております。

次に、29 ページのグラフ、下水道使用料の推移をごらんください。下水道につきましても、過去 10 年間の推移を見ますと、平成 12 年度を境にしまして減少に転じております。平成 20 年度は、前年度と比較しまして 5,700 万円の減、率にしまして 2.6 パーセントの減で、水道同様これまでにない大きな落ち込みで、業務用が大きなその原因となっております。

収入の確保の実現方策としまして三つ挙げてございます。「①料金収入等の滞納整理の強化」「②遊休資産の売却」「③水洗化率の向上」の三つによりまして収入増を図ることとしております。

30 ページをごらんください。「(2) 経費の節減」であります。その現状といたしましては、これまでも経営の安定化に取り組んでまいりましたが、料金収入が減少を続けており、さらなる経費節減が求められております。

ここでは経費の節減の実現方策としまして三つ挙げております。「①民間委託化の促進」「②維持管理費の節減」「③国の補助事業制度の導入」によりまして、経費の節減に努めるとしてしております。水道局では、22 年度に(仮称)

経営改善委員会を設置いたしまして、この具体的な検討を進めることとしております。

次に、31 ページのグラフをごらんください。このグラフは企業債の発行額及び残高の推移を表しております。まず、上の表をごらんいただきたいと思いますが、水道事業であります、折れ線の企業債残高につきましては、平成 15 年度をピークに減少をしております、20 年度末で 193 億円になっております。次に、下表の下水道事業の企業債残高についてであります、これも年々減少しており、20 年度末で 277 億 4,600 万円になっております。いずれもピークは過ぎてございます。

次に、32 ページをごらんください。「(3) 定員管理の適正化と人材の育成」についてであります。その現状といたしまして、これまでも職員数の適正管理に努めてまいりましたが、熟練職員の退職などにより業務に精通した技術職員が減少しており、技術の継承に懸念が生じていることと、将来を担う人材育成に努める必要があります。定員管理の適正化と人材の育成の実現方策として四つ挙げてございます。「①定員管理の適正化」による経営の健全化と事務の効率化を図ることとしております。また、「②技術の継承」「③研修の充実」「④国際貢献への意識の向上」の三つによりまして人材の育成を進めることとしております。

以上、「第 3 章 経営方針実現のための施策」の一部を説明させていただきました。

次に、42 ページをごらんください。「第 4 章 財政支出の見通し」についてであります。最初は「1 人口の予測」ですが、ここでは国の機関で推計した結果を掲載しており、財政計画を策定するための参考にしております。

続きまして、「2 財政計画」でございますけれども、このビジョンの計画期間は 10 年間となっておりますが、現時点では 10 年先まで財政状況を見通すのがなかなか難しいため、当面 5 年間、平成 25 年までの財政計画を策定いたしました。

44 ページをごらんください。水道事業会計の財政計画でございます。上から 2 段目の営業収益の給水収益であります、毎年度、約 2 パーセントの落ち込みを見込み、平成 25 年度は 23 億 4,800 万円と見ておりますが、その結果、下から 2 段目の年度末資金余剰額は平成 25 年度末において 2 億 1,400 万円を見込んでおります。

なお、中段の収益的収支の支出のうち、営業費用の維持管理費につきましては、毎年度 10 億円ほど見ておりますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、平成 22 年度に設置する（仮称）経営改善委員会において、業務の改善などを検討していきたいというふうに考えてございます。

次に、45 ページの下水道事業会計の財政計画をあります。同じく上から 2 段目の営業収益の下水道使用料であります、毎年度、約 1.5 パーセントの落ち込みを見込みまして、平成 25 年度は 18 億 7,600 万円と見ています。また、資本的収支のうち支出の建設改良費につきましては、平成 22 年度以降、約 12 億円の建設事業を進めることとしておりますけれども、下から 2 段目の年度末資金余剰額につきましては、毎年度において資金余剰が出る見込みとなっております。

最後に、主要な事業計画ですが、46 ページをごらんいただきたいと思っております。水道及び下水道事業の各年度における建設事業の内訳をここに示してございます。最初に、上の段の水道事業でありますけれども、老朽施設等更新改良事業につきましては、朝里ダムの電気計装設備の更新や豊倉浄水場の機械・電気設備の更新、それから老朽施設の更新改良、そして北海道横断自動車道の建設に伴う清風ヶ丘配水槽の移転補償などを行うこととしております。また、老朽配水管整備事業につきましては、毎年 4 億円ほどの事業費で老朽配水管を更新することとしております。

次に、下段の下水道事業であります。下水道施設の更新事業は、引き続き処理場・ポンプ場の機械・電気設備の更新を行うこととしております。また、汚水管改築更新事業につきましては、毎年 1 億 7,000 万円の事業費で汚水管の更新を行うこととしております。

次に、47 ページをごらんください。「第 5 章 施策の推進体制」であります、この章では本ビジョンの計画を着実に推進していくための管理体制について定めております。進ちょく状況につきましては、PDCA 法によりまして管理することとしまして、その状況を（仮称）経営改善委員会に報告し、評価を受け、その結果を基にまた見

直しを行うこととしております。また、上下水道事業経営懇話会に報告するとともに、その達成度を毎年公表することとしております。

次に、48 ページ以降でございますけれども、資料編にアンケート調査と、最後のページに策定の経過を掲載してございますので、ごらんいただきたいと思っております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について、順次、説明願います。

「議案第 36 号について」

○（建設）建築指導課長

議案第 36 号小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

初めに、改正の概要についてであります。臨港地区内の分区の見直しに伴う港町地区地区整備計画の変更により、新たに設定する港町 C 地区について、その地区内における建築物の用途等に係る制限を定めるとともに、富岡地区地区整備計画の策定により、新たに設定しました低層一般住宅地区について、その地区内における建築物の高さの最高限度を定めるほか、所要の改正を行うものであります。

次に、それぞれの地区につきまして説明いたします。港町 C 地区の規制内容についてであります。建築物の用途で「事務所」「キャバレー、パチンコ店、ゲームセンターなどの風俗営業等に係るもの以外の物品販売業を営む店舗又は飲食店」「環境の大きな悪化をもたらさない工場」「展示場その他これに類するもの」「倉庫」「危険物の貯蔵又は処理に供する建築物」、これら以外の用途の建築物は建築できないと定めております。

また、建築物の高さの最高限度を 25 メートルと定めております。

次に、富岡地区地区計画における低層一般住宅地区の規制内容についてであります。住民からの提案に基づく都市計画決定どおりに建築物の高さの最高限度を 10 メートルと定めております。

なお、経過措置についてであります。この条例の施行の際、当該地区内において現に存する建築物等で、最高の高さが 10 メートルを超える建築物の敷地として使用されている土地につきましては、その全部を一の敷地として使用する場合に限り、この条例施行の際の既存建築物等の最高の高さを、建築物の高さの最高限度としております。

今回の改正では、これらのほかに風俗営業法に基づく営業に係るものの呼び名の変更や一部文言の整理を行っております。

最後に、条例の施行日についてであります。平成 22 年 4 月 1 日に施行したいと考えております。

○委員長

「議案第 37 号について」

○（建設）用地管理課長

議案第 37 号小樽市準用河川管理条例及び小樽市普通河川管理条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

農地法の一部改正に伴い、河川敷地を農耕用敷地等として占用しようとする者から徴収する土地占用料について、その算出根拠となる小作料の標準額が削除されたことから、改正後の北海道河川法施行条例の規定に準じ、改正前の農地法を引用する形で、引き続き小作料の標準額を当該占用料の算出の根拠とするように改正するものであります。

○委員長

「議案第 46 号について」

○（建設）白川主幹

議案第 46 号公営住宅改修工事（若竹住宅 2 号棟）の工事請負契約について説明いたします。

旧道菅若竹団地 2 号棟につきましては、昨年第 3 回定例会の建設常任委員会及び第 4 回定例会の議案説明において、結果及び進捗状況などを報告いたしました。

また、第 4 回定例会では、耐震工事費として 5 億 200 万円の補正予算案及び小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案の議決をいただきました。その後、本年 2 月 1 日には北海道から事業主体変更を行い、当該改修工事につきましては、2 月 18 日に入札を行っております。その入札の結果、阿部・西條・小杉共同企業体が落札し、契約金額は 3 億 6,172 万 5,000 円となります。

なお、当該改修工事につきましては、議決後、速やかに契約を締結し、今年度内に着工したいと考えています。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

共産党。

○古沢委員

◎市道船見線の雪対策について

今定例会でも他の委員の方が紹介されておりましたけれども、実は 2 月 26 日に富岡北部会館において、付近住民の方々と市の建設事業課、雪対策課の担当責任者を含めて懇談会が持たれています。それに関連して何点か伺ってまいりたいと思います。

まず、富岡の市道船見線のロードヒーティングなどによる融雪水の処理の問題なのですが、実は市道船見線の上部のこう配が 16 パーセントあって、ロードヒーティングですから解けた水が一気に下まで流れてきて、市道小樽駅上通線のほうにまで流れ込んでくるわけですが、この処理を何とかしてほしいという要望が切実な項目として挙げられておりました。これは御検討いただいておりますか。

○（建設）建設事業課長

その要望につきましては、現地も確認しまして、確かにそういう状況があるということで、横断側溝の設置を前向きに検討したいと思います。

ただ、横断側溝を設置しますと、車が走行した際、振動とか騒音とか、そういったことで付近住民から苦情が来るということもございますので、その際には付近住民の方の了解を得てからということで考えております。

○古沢委員

使うものにもよります。私もよくわかりますけれども、とんでもない音が出る横断側溝もあれば、そうでないものもありますから、いろいろな方法はとれると思います。

次に、市道公園東通線より上側の車道部分には 5.5 メートル幅のロードヒーティングが入っているのです。この通りは、以前、山口委員が市道公園東通線の問題を取り上げたときにもお話に出ておりましたし、その前に JR の線路の上に歩行者専用の人道橋をつけるという議論で私自身も、当時の土木部長とここでいわば大議論した経験がありますけれども、歩行者が急な坂道を車の間を縫って行き来をするわけです。車道部分はロードヒーティングで解けるのですが、歩道部分に雪山が残っている。これを何とかしてほしいということで、実はこれ二つに分かれています。

一つ目は、今言った市道小樽駅上通線に解けた水が流れてくるのを、横断側溝を中心として受けるという、そういう検討がされるというところまでの部分と、二つ目はその下の船見橋歩道橋がかかっているところまでの間は、今度、歩道部分に縁石があります。ですから、どういうことかということ、冬場の除雪がこの縁石を傷つけられないということで、この道路が今度、上よりさらに狭くなるわけですね。そうすると、歩道部分にまた雪山ができて、ここを歩く際も、かなり危険な状態が生じる。ですから、高齢者の方は結局ロードヒーティングで解けてい

る車道を歩かざるを得ないという状況下に置かれているわけですが、これを何とかしてほしいという切実な声は、その場で皆さんも聞いている話ですから、どのような検討方法を、今、考えておられますか。

○（建設）雪対策課長

市道船見線の歩道の雪山の処理ということでございますけれども、ここの歩道につきましては、1.5メートルの幅員がございまして、通常の除雪を行うことができるのであればやりたいのですけれども、たい雪スペースがなく、幅員が狭いということで機械除雪が困難と、そういう部分で考えてございます。

また、路肩の 50センチメートルがロードヒーティングされていない部分がございます、それについての除雪が縁石があるということで難しいという部分がありますので、歩道を確保する上では通常の除雪の中では非常に難しいというふうに判断しております。

○古沢委員

非常に難しいということは、現状から一歩も前に出ないという意味ですか。

○（建設）雪対策課長

降雪があるたびの歩道除雪が難しいという部分でお話ししております。歩道を確保するという意味では、雪をなくすることができれば歩道を確保できますので、やりようによっては確保は可能かと考えます。

○古沢委員

今のかかわって二つ提案があります。当面の問題として、まずはこの 3 月期ですから、これから雪解けが進み氷が解けていきます。こう配がきつい坂で上り下りがなお危険な状態になりますので、いわゆる歩道確保のための氷割り作業を、できれば人力を投入してでも、タイミングを見計らって歩道を確保していただきたいという問題が一つ。

それから、先ほどおっしゃったように、通年で雪が降るたびに機械除雪と同じようにこの歩道部分をどうやって確保するかということ、これ自体は基本的に検討を進めていってほしいと思うのですが、もう一つは差し迫った問題として、実は市道公園東通線から上の船見坂のロードヒーティングの敷設が昭和 53 年ですから、まもなく更新期を迎えます。そうしますと、ロードヒーティングの更新基準について、北海道などと協議をされてみてはどうか。つまり 5.5メートル幅でしかロードヒーティングは入れられないという基準ではなくて、こういうこう配のきついところは、歩道部分を確保できるような、ぜひたくは言いません、片側だけでもいいのですけれども、車道と区分して人がちゃんと通れるような、そういうようなロードヒーティングの更新のあり方というのは考えられないだろうか、この点ではどうでしょうか。

○（建設）雪対策課長

今、古沢委員のほうから 3 点ほどの話がありました。

前段の氷割り等の作業について、2 点ほど私のほうから答えたいと思います。氷割り作業については、これから気温が上がってちょうどいい時期になってございます。そういう中で、今年度、人力でやるのがいいのか、機械でやるのがいいのかは別としまして、実際、委託業者がやるものですから、そちらと協議しながら実施してみたいと考えています。

また、通年の冬期間の除雪の関係でございますけれども、これにつきましては、通常の降雪があるたびの除雪ができないという中で、どのような方法があるのか、降雪があるたびに排雪を行うわけにはいきませんので、それは来シーズンに向けて歩行者の安全の確保という観点から検討してまいりたいと考えています。

○（建設）建設事業課長

私のほうから、ロードヒーティングの更新に伴う拡幅についてお答えします。

確かに市道公園東通線から上側は昭和 53 年に設置されて、ここ二、三年のうちに更新予定と考えてございます。その際は、先ほど委員がおっしゃっていたように、国の補助をもらう事業ですので、確かに基準は 2.75 掛ける 2 と

いう車道部分の 5.5 メートルを確保するものに補助金が充てられるのですが、この特殊性というものもありますので、そういった面も踏まえて北海道と協議をしたいと思います。

また、もし補助採択にならない場合は、単独費を含めて、そういった面で研究課題にしたいというふうに考えています。

○古沢委員

私は、建設常任委員会でいろいろ議論していますけれども、今の答弁はわかりやすい答弁をいただいたうちのナンバーワンまでに入る。ナンバーワンは船見坂の船見橋歩道橋をつくったときに、当時の部長が、あと 2 年かしてくれと、最後に言った答弁、あれはわかりやすかったですね。そして、2 年後につきました。今度のもぜひそういうことで、単費でもやれるように検討したいというところが、実に気持ちいいなというふうに私は思いました。ですから、ぜひ頑張ってくださいと思います。地域の方もいろいろな意見はあるとは思っています。私どももまた地域に入って、いろいろお話を聞いたりする予定でありますけれども、地域の方もそういう市の前向きな姿勢が伝われば、協力できるものは協力するというようなことが当然出てくると思うのです。ぜひ御検討いただきたいということでもあります。

◎小樽公園の樹木の維持・管理について

次に、質問というよりは要望なのですが、私は、時々小樽公園の周辺を散歩するのです。弓道場の下だとか、この池のあるところだとか。それで、いろいろな木があるなと思って、この前メモしてきていたのですが、いや、本当に驚くぐらい、この狭い範囲でもいろいろな種類の木が、もともとは北海道にない木なども含めてあるのです。ところどころ枝払いなどの管理はされているようなのですが、中にはそもそも本体から、幹そのものが根元の部分から、もう相当傷んでいて、このままほうっておけば、時間とともに土に返らざるを得ない。これが自然だと、小樽市の姿勢がそういうことであればいいのですが、ここはなにしろ表通りですから、だからできるだけ市営住宅みたいに長寿命化計画を持ったほうがいいのではないかとということで、ぜひチェックして、それは造園業者に委託して枝払いというより、もう少し専門的な手だてが必要になってくるのではないかとこのように感じています、いかがでしょうか。

○（建設）堤主幹

小樽公園の樹木のご関係でございますけれども、小樽公園は御存じのとおり、明治 26 年に開設されまして、歴史的にいきますと 110 年を超えている長い歴史のあるところでございます。当時は丘陵地で、ほとんど木のない丘をこのような形で公園化したということで、今、委員がおっしゃった樹木につきましては、人工的に植えた樹木というふうにとらえてございます。

現在、小樽公園の樹木は 124 種類ございまして、木の本数にしますと実は 3,700 本ほどございます。本数の多い種類でいきますと、ツツジが一番で、2,000 本ほどございます。あとは、本当に多岐にわたる種類の木がございませぬ。

平成 18 年度に小樽公園の再整備事業の中で、全体の樹木の調査委託をしてございまして、どういった状況になっているかということは大体把握してございます。また、毎年、草刈り、それから倒木などの危険物の除去などの維持・管理をしてございます。もう少しグレードの高い維持・管理をできればいいのかもしれませんが、なかなかそういう部分もできない状況もあるわけですが、今申し上げた小樽公園の再整備も今後、しなければならぬ状況にありますので、当然そういった樹木の老朽化に伴う部分の、はっきり言いますと植え替えも含めた計画も、この公園に関してはそろそろしていかなければならないのではないかとこのように思っておりますので、いろいろな機会をとらえながら、木の植え替えも含めた維持・管理をしていきたいというふうに思っております。

○古沢委員

ぜひ前向きにどうか、本当に、こういう木が残されていくということは大事なのだなというふうに思いました。

チョウセンヤマナンなんていうのがあるのですね。もともと北海道にはない木ですけれども、立派な木なのですが、こういうのが今、悲鳴をちょっと上げています。

◎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の将来人口について

あと、報告にかかわって幾つかお尋ねします。

まず、整開保、区域区分の見直しについて。第 6 次小樽市総合計画というのは、上位計画ですね。この上位計画では、将来人口について、ついに決めなかったのです。ところが、今回報告があったように、都市計画区域内人口というのを平成 32 年を目標年として定めているのですが、その上位計画との関係における整合性について、見解をお聞きます。

○（建設）都市計画課長

都市計画のマスタープランであります整開保に関しましては、市街化区域の規模を考えることをはじめ、いわゆる都市の規模といった概念が必要なことと思います。そういった意味で、将来人口の想定というものをしております。それが必ずしも市の総合計画になければならないとか、それと一致しなければならぬとか、そういった観点は特になぬということでございます。

○古沢委員

◎旧国鉄手宮線活用計画の図について

旧国鉄手宮線活用計画の資料について教えてください。6 ページにインフォメーション機能のある旧色内駅ステーションを設置するというのでイメージ図が載っておりますね。これはどう見たって逆向きではないですか。どこが責任を持って出した図面なのか知りませんが、私にはこれ、どうしても逆にしか見えないのですが。

○（建設）まちづくり推進課長

6 ページ中央の下側にある図面については、文学館・美術館を背にして、旧手宮線の線路側から今度建てようとしているステーションを見たというものでございます。

○古沢委員

要するに、この図面のこちら側に美術館・文学館があるのですね。

○（建設）まちづくり推進課長

そうでございます。

○古沢委員

◎小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画について

公共賃貸住宅長寿命化計画についてです。昨年 6 月に、白川主幹が、この関係で適正な管理戸数規模を見定めて計画を立てていきたいというふうにおっしゃってございました。そこで、今回、報告を聞いて感じた点ですが、多少アバウトになりますが、現在の管理戸数から見ると、市営住宅は大ざっぱに 2 割減ぐらいの戸数にならないでしょうか。

○（建設）白川主幹

この計画の中で、現時点での管理戸数 3,426 戸というふうになっておりますけれども、これにつきましては、先ほど概要の説明の中で申し上げましたが、政策空き家 460 戸を入れております。また、それ以外にも用途廃止候補となっております。今は入居されてはいますが、募集停止をしている住宅というのがさらにありまして、将来的には政策空き家になる住宅が 183 戸ございます。それらも含めると将来的には 2,783 戸というのが入居可能な戸数という状況でございます。

○古沢委員

私が議員になった当時は、いわゆる政策空き家が 400 戸も 500 戸近くもあるなんていう時代ではなかったのです。要するに管理戸数は、おおむね入居希望した人が、公募がかかって募集を受け付けて入れる戸数、これが三千数百

戸あったというふうに記憶しています。平成 10 年以前に策定された公共賃貸住宅再生マスタープランのころまではそういう状況だったのですが、公共賃貸住宅ストック活用総合計画の最後に出てくる 1 次、2 次、3 次判定によって、住宅の振り分けがされるのですが、用途廃止戸数が相当出ますから、それと政策空き家とをくっつければ、大した違いはないという話になるのですが、10 年スパンで見た場合には 2 割減ぐらいになっているのではないですか。

○（建設）白川主幹

今、委員がおっしゃった公共賃貸住宅再生マスタープラン、これを平成 9 年度に策定しておりますが、そのときの管理戸数が 3,393 戸でございました。ただ、このときにも政策空き家というのとはあり、274 戸を含んだ数字でございまして、当時、入居可能な戸数としては 3,119 戸でございました。今回、長寿化計画で 47 ページに整備活用プログラムを載せておりますけれども、確かに建替えとか用途廃止が進んで、31 年度に 2,900 戸となる予定となっております。この管理戸数についてでございますが、国勢調査のデータで 12 年度の人口が 15 万 687 人、また第 6 次総合計画では、特に明確に将来人口は示しておりませんが、32 年度の予測ということで約 11 万人という数字が示されております。ちょっと人口規模での比較をしたいと思うのですが、人口では 20 年間で 25 パーセント以上減ってしまうという予測がある中で、10 年度は先ほど言いました 3,119 戸が入居可能戸数、市営住宅の管理戸数は 31 年度の予定戸数が 2,900 戸ということで、比べると 7 パーセント減ですので、人口減少の規模から比べると、市営住宅はそれほど減っていないということで、比率で言えば逆に増える計算ということになっていると思っております。

○古沢委員

これは別途また改めて議論させてもらいたいと思うのですが、小樽市は人口減なのですが、同時に見ておかなければいけないのは世帯戸数の推移、これは人口は減っているのだけれども、世帯戸数は増えているという、そういう状況も一方にあったりして、いろいろな公的な住宅の必要性というのが、そういう意味合いから言えば、極めて高いまぢだと思っております。これは私の意見です。

もう一つ確認しておきたいのは、長寿化計画ですから、できるだけ大事に使っていき、長く使っていこうということになります。住宅使用料の約 3 割を修繕費に充てるというのはこれまでの大枠での考え方でした。そうすると、今後の長寿化計画では、それ以上に比重が大きくなるのではないかと。建物を維持し、長期に使っていき。そういう方向で考えておいてよろしいのでしょうか。

○（建設）白川主幹

今回の計画では具体的な数字を示しておりませんので、平成 22 年度の予算を参考にさせていただきますと、21 年度から長寿化型改善という制度ができましたので、今までは修繕費に入っていたものも長寿化型改善という位置づけに変更になっていて、交付金の制度上なのですけれども、それで今回の長寿化型改善と位置づけているものも旧来の施設整備費ということで置きかえて今年度の予算を見ますと、従来の施設整備費と改善事業費に相当する金額としては、22 年度予算として 2 億 1,134 万 4,000 円になります。これを住宅使用料で計上している予算額が 5 億 5,930 万円を出しておりますので、それで割り返しますと、従来の計算したやり方でいきますと、約 38 パーセントになってございます。

○古沢委員

地上デジタル放送だとか、消防の別事業を改善・修繕に入れてはだめですよ。ですから、今の数字はもう少し実際は下がると思うのですが、おおむね 3 割は確保されていると思います。これから増やすのかということをお聞きしたかったわけですが、これはいいです。また改めて。

それで、長寿化計画の概要版で説明いただきました、計画期間 22 年度から 31 年度にかけての長寿化型プラス個別改善、それから長寿化型改善という項目の中に、中層、高層の住宅が含まれていたと思うのですが、具体

的にお尋ねしたいのですが、外づけであっても、例えばこうした中層、高層の住宅にエレベーターなどをつけるというようなことは、検討の中には入っていないのでしょうか。

○（建設）白川主幹

今までにも何回か既存住宅へのエレベーターの設置というのは御質問いただいているのですが、今回の計画の中でも考えはしたのですが、やはり階段室型の住宅が主なものですから、一つの住棟に 2 本、3 本、階段室がございまして、どうしても階段室にエレベーターをつけるとなると、踊り場にエレベーターがとまると。そうすると、半階上がるか下がるかしないと住戸へたどり着けないということで、完全なバリアフリー化というのは難しいということと、それから階段室ですから、1 本の階段室には 5 階建てですと 10 戸の住宅が張りついています。10 戸の住宅で 1 基のエレベーターの維持管理費を負担しなくてはならないということで、かなり負担も大きくなります。非常に効率が悪いということなのですが、今回の計画の中で、市営最上 A 住宅の特定目的住宅で片廊下型の住宅がございまして、片廊下型ですと、1 基エレベーターをつければ有効に活用できるということで、この住宅につきましては、エレベーターの設置をしていきたいということで位置づけております。

○古沢委員

もう一つ、同じところで「⑥用途廃止」というのがあります。市営オタモイ C 住宅ですが、市営オタモイ住宅の 1 号棟、2 号棟建設の折に議論して、新しい棟に入るには傾斜型だといっても家賃が上がる。なれ親しんだオタモイに住みたい。ついの住みかとして、古い住宅でもいいから一部残してほしいということで、残そうと決めたのが市営オタモイ C 住宅なのです。この住宅がいいかどうかは、また議論の分かれるところですよ。冬、あそこでよく暮らされるものだなと思うのが、この住宅でもあるのですが、ただ条件的には比較的建っている位置によっていいところがあるのです。この計画で、全くこの市営オタモイ C 住宅は用途廃止で全部消えてしまうということになったとすれば、当時の約束事が消えるということになるのですか。

○（建設）建築住宅課長

市営オタモイ C 住宅に入居されている方への約束事ということでございますけれども、市営オタモイ住宅 1 号棟から建設工事を始めまして、1 号棟、2 号棟と進んだ段階で市営オタモイ A 住宅から G 住宅までのアルファベットの若い順番から住み替え事業を進めました。その段階で、今、委員からの御質問にありましたように、やはり新しい住宅に入るとなると家賃が上がったりするものですから、なかなかということで、そのときに、そういう方はそれでは新しいところではなく、市営オタモイ C 住宅という、今、戸数が 72 戸で 13 世帯入居されている住宅に住み替えることにした経過もございまして、平成 19 年に市営オタモイ住宅 2 号棟が完成し、2 号棟の入居者を決めるに当たりまして、意向調査も順序に従ってしたわけでございます。意向調査の結果、同じように市営オタモイ C 住宅に住みたい、新しいところにはなかなか行きたくないというふうな回答が数十世帯からあったものですから、そうなりますとなかなかインフラ整備ができてなくて、耐用年数などが来ている、あるいはおふろがなくてくみ取り便所ということで、それを建替え事業ということで進めていたものですから、その段階で市の内部で協議しまして方向転換をしまして、平成 19 年に、段階的に何日かにわたりまして全入居者の方に説明会を開いたのですが、その中で市営オタモイ A 住宅あるいは B 住宅の人で C 住宅に住み替えていただいた方はいますけれども、意向調査をした結果、あまりにも新しいところのほうを希望されない方が多いため、事業が進まないで、これからは市営オタモイ C 住宅に移ることはできない方向へ転換させていただくということで説明申し上げまして、あの 2 号棟、それから今 3 号棟の工事で入居者の方を決めたりしてはいますけれども、その方向でやっております。それで、今回、長寿命化計画の中では、30 年度に、市営オタモイ C 住宅を用途廃止ということで記載してございます。ちょうど 9 年後ですので、今すぐということではないのですが、この長寿命化計画の策定がありますので、本年 4 月以降の段階で、市営オタモイ C 住宅の方にも同じように今のような事情を説明申し上げまして、いったんはそういうことで維持するというのでしたけれども、だんだん地区で長屋型の住宅を整理していく状況があるから、9 年後に

は住み替えということで話をさせていただくことになるというような説明をしながら、住み替え等を考えているところですよ。

○古沢委員

◎小樽市上下水道ビジョンについて

小樽市上下水道ビジョンから聞きます。本題は実はこれだったのです。

ビジョンの中で、ちょっと前後するかもしれませんが、朝里ダムの平成 20 年度の水力総発電量は一体幾らあって、そして北海道電力に売電した額が幾らで、そして小樽の持分、権利といいますか、これはどういうふうになっているのか。

○（水道）整備推進課長

朝里ダムの発電量についてでございますけれども、平成 20 年度につきましては 174 万 8,810 キロワットアワー、そのうち施設等に利用した残りの余剰電力につきましては、北海道電力に売却しております、その量につきましては 137 万 3,129 キロワットアワー、その収入につきましては 1,464 万 8,529 円、そのうち小樽市分といたしまして環境税に応じた負担割合、36 パーセントでございますが、その分が 527 万 3,470 円となっております。

○古沢委員

水道局ですから、水で発電をするというのは、極めて水道局らしいのですが、「新エネルギー利活用の研究」の項に行きますと、水でなくて突然何か太陽光発電の研究に入るというふうに出てくるわけです。そこでお伺いしたいのですが、実は今年に入って 1 月だったと思いますが、経済産業省の調査で小規模水力発電事業についての調査が行われております。小規模水力発電で年間 166 万メガワット、これが可能だということで、そのうち約 3 割の 47 万メガワットが北海道で可能だというふうに報告がされたそうです。そのうち、上下水道の浄水場内の水路が 21 か所あって、ここでは発電が可能なのだというふうに報じられておりましたが、この中に小樽市は入っていますか。入っていたら、どういう検討がされておりましたか。

○（水道）整備推進課長

小規模水力発電については、本年 1 月 15 日の北海道新聞で報道されてございますけれども、この中に小樽市としては入ってございます。この調査につきましては、平成 19 年度に経済産業省の委託を受けまして、財団法人新エネルギー財団がこの可能性について調査を行ったものでございまして、その可能性については、一応、報告が上がってきてございますけれども、現在のところ、いろいろな課題がございまして、事業化については不明確な状況になってございます。

○古沢委員

ぜひ検討を進めていきたいと思うのです。管路の中の水は水道局ですけれども、表を流れていたら今度は建設部のほうの管理になって、どちらかというと表流水を使った発電のほうが効率的であるという自治体も多いわけですから、これは建設全体として考えていきたいというふうに思うのです。

実は、私の最大の問題意識は、このビジョンの中での耐震化、危機管理の問題です。この点だけは聞かせてください。ビジョンの 41 ページで耐震化の現状について示されているのですが、ここで、災害時の基幹病院まで水源からの水が切れることがないように耐震化を進めると言っているのです。加えて言えば、平成 20 年に厚生労働省から、こういうものについては 25 年度までにするよう努力しなさいという通知も出ているのですが、ビジョンでは 30 年度が目標年次ですが、基幹病院が何か所あって、水路、浄水場がどこから、そして導水路が何キロメートルあって、それから病院までの管、種類ごとの共用部分が当然あると思うのです。例えば、天神から引きますといたら、浄水場があって、配水路があって、共用部分が当然あると思うのですが、そこから枝分かれする 6 か所の病院までの距離、共通する部分がそれぞれ何キロメートルあるかということがわかれば示してください。

○（水道）管路維持課長

基幹病院の 6 か所につきましては、済生会小樽病院、掖済会小樽病院、小樽協会病院、市立小樽病院、朝里病院、札幌病院となっています。

次に、その基幹病院への管路の現状でありますけれども、導水系といたしましては、豊倉浄水場の系統がほとんどでございます。導水管の延長は 240 メートル、約 0.2 キロメートルになっています。

浄水場から各配水池へ入るまでの送水管につきましては、配水池は全市的には三十何系統ありますけれども、基幹病院のほとんどが市内中心部にあり、豊倉浄水場から入る中区配水池、低区配水池からとなっております。基幹病院にかかる部分の送水管の延長はトータルで約 25 キロメートルでございます。

また、配水管につきましては、市内中心部の各病院は中区配水池と低区配水池、朝里病院は新光配水池、札幌病院は銭函第 1 低区配水池という形になっていまして、中区配水池からは、約 4.1 キロメートル、それから、低区配水池系には掖済会病院と協会病院があり、約 7 キロメートルございます。それから、朝里病院までは新光配水池から約 1.5 キロメートル、札幌病院までは銭函第 1 低区配水池から約 3.4 キロメートルと配水管の延長はトータルで約 16 キロメートルとなっています。

○古沢委員

要するに、このビジョンでは平成 30 年度目標の管路延長は 51.7 キロメートルだというふうに示しているわけですよ。ですから、21 年 3 月末の状況からすれば、あと 16.8 キロメートルで目標は達成するわけです、平成 30 年度まで。けれども、考えてみましたら、震度 6 レベルの地震があったときに、この六つの病院に 100 パーセント水が行っているという耐震化が、平成 30 年度には完了しているのですか。私はこの目標でいったら、3 割は病院まで行きます。7 割は残念ながら基幹病院でも水は行きませんという計画と言わざるを得ないと思うのですが、いかがですか。

○（水道）管路維持課長

委員のおっしゃるとおり、平成 30 年度の段階では約 30 パーセントの達成なものですから、3 割程度の整備となります。

○古沢委員

最初に言った厚生労働省の通知の目標から見ても、努力目標みたいなものにはなっておりますけれども、それは平成 25 年度ですからね。さらに加えてうちの場合は 30 年度ですから、財政的な事情もあるでしょうけれども、こういった点では何といったって生命線、水ですから、これを何とか確保するために水道局の皆さんにはぜひ頑張っていただきたいと思うのです。

もう一つ、下水道は施設をあと 2 か所、30 年度までに耐震化するという目標になっています。聞いたら中央下水終末処理場と銭函の処理場の本管が耐震管ではないのだそうです。地震が来たら、すぐ施設が全部とまってしまうのです、小樽は。えらいことですから、ここをまずやるのだそうですが、管路の目標が出ていないのです、ここに。これは一体どういうことなのでしょう。

○（水道）管路維持課長

改築・更新の耐震化という点では、今、御指摘のように、下水道管のほうについては、これからつくる予定でありまして、27 ページをごらんいただければと思うのですけれども、このように現在、改築・更新計画、長寿命化計画というのを作成することになっていまして、この中で優先順位を受けながら老朽管の位置づけという形で私どものほうでは押さえているところでございます。その分について、今後、管の状況だとか、そういう把握をする中で、この部分で実際に耐震化しなければならない管路をきちんと決めて、その中で耐震化の計画のほうも進めていきたいというふうに考えております。

○古沢委員

結局、このままのビジョンで行けば、今がもう平成 22 年ですから、10 年計画と言いながら、もう先は 8 年しかないわけですね。この間に、万一震度 6 レベルの地震が発生するといったら、今の上下水道ビジョン、危機管理マニュアル、それから水道耐震化計画、それらどれを見ても、結局、小樽市内で言えば、避難場所を含めて、そして病院でさえ先ほどの状況ですから、水がとまる。その場合に第 1 次的には配水池などが予備水として使われることになるのだと思うのですが、最後に聞いておきたいのですが、最悪の場合、そういう配水池などでどの程度しのげるのでしょうか。

○水道局次長

まず、概括的に前段、説明をしたいことは、耐震管路でなければ、例えばいわゆる震度 1、震度 2 レベルという今の震度に対して、既存の管がすべて破損するかというと、決してそうではないということだけ申し上げておきたい。今までの知見では、阪神・淡路大震災で昔はダクタイル鉄管というものであれば、K 形継ぎ手でしたが、すべてが破損していないということがきっちり押さえられておりますので、ただ、更新に当たっては、これは NS 形という耐震管路でやるべきだというのが水道界の今、常識になってございます。

下水道については、非常に地質との関係がございまして、調査をしなければなかなか判定がつかないという部分がございまして、更新の調査には必要な箇所の地質を調べて、導入した GIS の中で耐震化の検討をしていくということで、残念ながらなかなか整備計画を立てられていないというのが言えるということでございます。

それと、最後でございますが、配水池の時間的なものでございます。まず、配水池の前に浄水場に浄水池というものがございまして、これが各浄水場で 5,000 トン規模のストックがございまして、それをまず有効活用して、各配水池に、それぞれこれは配水池ごとに非常に大きさが違いますので、低区配水池というものが一番大きいのですけれども、これが基幹病院とかなり連結しております。それと、基幹病院にはそれぞれ、手術のときだとかいろいろな部分で、施設ごとの危機管理というものがされております。そういう施設の貯留量というのを全部我々のほうで押さえています。そういうことで、何かあった場合は、当然透析病院であるとかこういう基幹病院、こういう部分に集中的にタンク車での応急給水と、これを重点的にやらなければならないということでのマニュアルづくり、こういうソフトとハード、この両方をあわせて対応していきたいというふうに考えております。

○古沢委員

今のお話につけ加えてなのですが、担当課長にお話を聞いていましたら、先ほどの報告にもありましたけれども、大正 3 年、言ってみれば相当の歴史をひもとくような話ですが、実は大正 3 年の配水管が、中区配水池や低区配水池、今、次長がおっしゃった、小樽にとってみれば配水池で言えば生命線中の中心をなすところにそういう管がまだ残っているのだと。これは危機管理の中には入っていないところで、要するに今言ったところの管路について言えば、広い意味で言えば危機管理として、管路の更新という問題が一つあるというので、ぜひ急いでほしいというのが一つです。

それから、余市川から水を取った際のトンネルが二つあります。これも実はこの危機管理の中の耐震化で言えば、触れられていないのです。導水管にもならないで、何なのだと聞いたら、やはりトンネルはトンネルだと言うのですね。水路型トンネルというのでしょうか。ですけれども、そうしたらトンネルは間違いなく生き残るのかといったら、そういう保証もまたないわけで、当然耐震化が必要になるわけです。そうでなかったら、元がとまってしまうわけです。ですから、ぜひ市民の安心のためにそういうことを重ねて検討、研究をしていただきたいということを意見として最後に言っておきます。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○佐藤委員

◎旧国鉄手宮線活用計画について

まず旧国鉄手宮線活用計画について伺います。

資料として出ている計画の抜粋版を見せていただきました。今年度に関しては、旧色内駅ステーションをまずは整備していくということで予算をつけられておりますけれども、これは距離も大分長いですし、整備するところも多いですけれども、今後はほかのところはどういう展開をしていくのかなど。例えばゾーンごとにやるのか、色内をやって、次、またどこかのステーションを整備していくのか、そのあたりの計画としては今どのように考えていますか。

○（建設）まちづくり推進課長

今後の整備計画ということでございますけれども、平成 22 年度は旧色内駅ステーションの整備を今回提案させていただいてございますけれども、この活用計画が庁内検討会議で本年 2 月に示されたばかりということもあって、実はその辺まで含めて今後の事業展開といいたいまいしょうか、整備計画まで含めて報告できればよかったですけれども、まずは今回、拠点をつくるのか、さらには拠点と拠点を結んで、点から線へつなげるという意味で散策路も整備すると。あわせて案内サイン、解説サインもつくって、利用者に利便性を与えるというような、そういう基本的な考え方までの計画なので、申しわけございませんけれども、今後の予定については、平成 22 年度に再度、具体的に検討を進めていきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

第 6 次総合計画の前期実施計画の中の 24 ページに、旧国鉄手宮線活用事業として、2 億 6,180 万円という予算がつけられております。そうするとそれを見たときは、当然、抜粋といえどもこの計画に関しては、その個別ごとの積み上げられた予算ではないかというふうに思ったのですけれども、この 2 億 6,180 万円の積算についてどのように考えたかを教えていただきたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

前期実施計画は、昨年第 4 回定例会で報告をさせていただきましたけれども、我々としては昨年 10 月ぐらいに策定をした数字でございまして、この 2 億 6,180 万円のうち、まず 180 万円という端数でございまして、これについては、今年度のこの旧国鉄手宮線活用計画の報告書策定費の部分でございまして。残り 2 億 6,000 万円の内訳は、実は旧手宮線の土地は、現在、小樽市土地開発公社で持っておりますので、その買戻し費用として 1 億 8,000 万円、残りの 8,000 万円を整備費という形で計上したところでございまして。

○佐藤委員

1 億 8,000 万円は買戻し費用とのことですが、いつごろ買戻すというような計画とかはありますか。

○（建設）まちづくり推進課長

この土地については、平成 19 年 2 月に土地開発公社が購入してございますけれども、そのときには公社に対して、平成 23 年度までに買戻しをさせてほしいということで旧手宮線を買ってもらったという経緯がございますので、あくまで現時点でございまして、平成 23 年度までには買戻しをしたいというふうに思っております。

○佐藤委員

そうすると、残り 8,000 万円で、ここの旧手宮線を整備するという話になろうかと思っておりますけれども、なかなかそうするとお金の足りない、難しい事業になるのではないかと、そのように感じまして、実はこれは平成 20 年第 3 回定例会に、私が代表質問させていただいた中で、当時、いわゆる歴史まちづくり法というものが施行されるに当たって、歴史的環境形成総合支援事業、要するに国の補助金がつくという事業がありまして、それを提案させていただきました。そのときはまだ法案が閣議決定された直後ということがありまして、それは調ったら考えてみるということでした。その法の活用には当たっては、国指定の重要文化財として、旧日本郵船小樽支店と旧手宮鉄道施設を

核として再整備する計画を策定し、国に認定されれば事業として国も補助金を出すということですが、国の歴史的風致維持向上基本方針が示されていないことから、それはもうちょっと待ってくださいというような市長の答弁をいただいたのですけれども、実はもう既に数か所の自治体が計画の認定を受け、この事業を活用して補助金の交付決定を受けているということがありまして、ましてこの旧手宮線の近くには旧日本郵船小樽支店があるということで、その事業を活用してできれば国から補助金としていただいて、旧手宮線の整備事業を拡大できないかと、そのように私はまた今思っているのですけれども、これについてはいかがでしょうか。検討する余地はありませんか。

○（建設）まちづくり推進課長

先ほども答弁しましたとおり、今後、委員から御提案のありました歴史まちづくり法の適用を含めて、確かに非常にいい制度でございますので、道路でいくのか、公園として整備するのか、整備後の活用方法においても、まだ補助金のメニューというのは考えていかなければならないということもございますので、御提案のありましたとおり、どのような事業手法がいいのか、どちらにせよ、市として一番負担が少ない事業手法というのが一番望ましいとも思っておりますので、今後、庁内を含めて、北海道なり、小樽開発建設部なりと協議を進めたいというふうに思っております。

○佐藤委員

ここは我が党の成田晃司議員も代表質問で提案というか、お願いをしておりましたけれども、手宮地区というのは、これから再開するべき場所であろうと。臨港線で観光客が途切れてしまって、手宮地区になかなか観光客が流れてこないという現状があるものですから、ぜひお金をいただけるものに関してはいただいて、事業を大きく展開して行って、ここは歴史的建造物も多いですから、有効に利用していただきたいと、これは希望です。よろしくお願ひしたいと思います。

◎小樽市上下水道ビジョンについて

次に、上下水道ビジョンのほうに移らせていただきます。

私もあまりまだ読み込みはしていませんのですけれども、まずは 30 ページの「（2）経費の節減」の中で、民間委託の促進とあります。これに関しては、先般、業務委託という話もありましたけれども、まだまだできて間もないビジョンではありますが、この民間委託の促進について、どのように考えておられるか、例えば何を対象にしておられるか、その辺がありましたらお聞かせ願ひたいと思います。

○（水道）総務課長

民間委託の推進についてであります。これは経費の節減対策の一つとして、効率的な事業運営を図るため、民間委託を促進し、経費の節減を図るものです。具体的な内容につきましては、今はっきりしているのは、平成 22 年 4 月から実施いたします水道料金等徴収業務委託でございます。その他の委託については、まだ具体的にははっきりしておりません。それで、平成 22 年度に、水道局長をトップとします、（仮称）経営改善委員会を水道局内に設置し、具体的な実現方策を検討することとしておりますので、この委員会の中で、民間委託についても検討してまいりたいと考えております。

○佐藤委員

心配なのは、平成 22 年度から小樽市で始まるという委託の内容も含めて、（株）ジェネッツが行っている業務内容の中には、「浄水場及び各種処理場等の運転及び保守並びに清掃等総合維持管理業務」も入っているわけですよ。そうすると、私が考えるところでは、当然そういうものも今後の民営化の対象になっていくのではないかと、そのように考えます。そういうときには、今言われたように、いつからという話も今後の展開もまだ、これから（仮称）経営改善委員会ですか、そちらのほうで決めていくのだという話ですけれども、そうなったときにはぜひ、市内の民間業者が民営化の促進に絡んでいける、そういう段取りを一つはしていただきたい。それと、前は期間が非常に短かったということがありまして、さらには縛りも大変厳しかったということもありますので、仮にそういう

ことが（仮称）経営改善委員会で話し合われて、施設等の業務なども民営委託化の中に盛り込むということであれば、まず市内の業者等についてぜひ入れていただきたいと思っておりますけれども、そのことに関していかがお考えでしょうか。

○水道局長

料金業務委託については、先般、説明しているとおりになったわけでございますけれども、これから考えていかなければならないこと、具体的なイメージとしては、一つは新聞に載っていましたが群馬県太田市を例としてお話ししたいのですが、そこは料金徴収業務等という一つの業務の委託、それからいわゆる配水管、配水池等のそういった施設の委託、それから浄水施設の管理委託、この三つに分けて、それぞれ違う会社に委託している。そうすると、浄水場といわゆる配水管、配水池関係を緊密に連携した形で維持していかなければならないので、両方で新しい会社をつくって連携を保つという、こういう具体的な例が載っておりました。ただ、これを小樽市にそのまま適用できるかどうかということは、これから十分情報収集をしたり、そのほかの都市の実施状況等も十分勉強して、少し時間をかけて、例えば平成 22 年度で先ほど総務課長が言いました（仮称）経営改善委員会を立ち上げて、すぐ 23 年度から何かを実施するというのは、これはなかなか難しいと思っております。議会ももとよりですけれども、市民の皆さんにもこういう方向で水道局は考えているのだという周知も事前にした中で、計画的に進めていくというふうな形が必要かと思っております。

ちなみにこの太田市では、配水池、配水管関係の管理部門については地元業者が入っている、そういう配慮をした中で委託業務の推進をしていくといった流れも一つありますので、十分時間をかけてそういったものの研究なりをしてまいりたいというふうに思います。

○佐藤委員

よろしくお願ひしたいと思います。

それと、経費削減の 2 番目に、維持管理費の削減とあって、施設の統廃合とありますが、この間も潮見台浄水場を廃止するというお話もありましたけれども、人口も減ってくるわけですし、扱う水の量によっては、今の施設が適正なのかどうかということも考えていかなければならないという、その施設の統廃合というのも一つあるのではないかと思いますけれども、この辺の考えではどのように考えておられますか。

○水道局次長

今、委員がおっしゃったとおり、これまでもいろいろと水道の施設の統廃合については進めてきております。今後の統廃合の考え方については、全体の水需要、これがこのビジョンでも示したとおり、将来像としては右肩下がりということでございますので、どういう形で統廃合をするのかというのを、我々が持っている組織の中に技術検討委員会というのがございまして、そういう委員会の中で何回か検討はしております。まだ具体的にこうだということまでは言える状況ではございませんけれども、いろいろな安全対策をやりながら、できるだけ水需要に合った施設規模にするということが維持管理費の軽減につながりますので、安全、それから安定、それから持続という三つのキーワードの下で、必要な措置を講じていくということ、これから考えていかなければならないというふうに思っております。

○佐藤委員

それと 32 ページの「技術の継承」の中に、「官民の効率的な役割分担を確立し」とありますけれども、この官民の効率的な役割分担というのは、具体的にどういうことかというのを、簡単でいいですけども教えていただきたいと思っております。

○水道局長

これは全国的な傾向ですけれども、やはり団塊の世代の大幅な退職ということで、これからは続きますけれども、経験のある技術者がどんどん退職していくという中で、これは新規にその退職した分を常に埋めていくことができ

ればいいのですけれども、なかなかそうはいかないという状況の中で、しからばどういった技術の継承方法があるかと。まさに、この委託の促進というのは、経営の効率化ということが一つ側面にあるのですけれども、うちで言えば、水道局独自で職員の技術の継承というのはなかなか難しいから、水道局でやるべきものというのはどこまでなのか、民間に委託という形にはなりますけれども、民間で担っていただける部分はどのようなものがあるのかという、その整理を、例えば先ほど私が申し上げましたが、三つに分けたと。それは、小樽市にとってはどういう分け方が効率的で、地形的なもので配水池の数とか、いろいろな問題、状況が各地で違いますので、そういった中でどういうふうな効率的な、官と民の役割分担をしていくかと、そういう検討も当然必要です。いわゆる技術の継承というのは、水道局の中だけではなく、民間にも手伝っていただいて、民間の中で技術を継承していってもらいと、そういった役割分担ということが一つ今後の流れだというふうには思っております。

○佐藤委員

それから、46 ページに主要な事業計画を、以前、早め早めにできれば公開して出していただきたいということをお願いして、平成 25 年度までいろいろこういうふうに出していただいて大変ありがたいと思うのですけれども、25 年度以降、大きなものがあるのかどうか、それによって管路に回せる予算ができるのかどうかということがあると思うのですけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

○水道局次長

平成 25 年度で一応締めてここにお示しをしておりますけれども、これ以降に大きなものがあるのかというのが御質問だと思います。水道事業で言えば、まだ豊倉浄水場の部分でも 25 年度以降も若干、更新が継続するかというふうに思っています。下水道事業で言えば、25 年度で老朽施設の更新化計画、今、97 億円という形で 17 年度から進めている更新計画が、ここで一つ区切りがございます。それで大きなものというのは、大体一区切りつくかというふうには、施設系では感じております。ただ、その次は、先ほども古沢委員のほうから御質問がありましたけれども、下水道管路。それから配水管路にしても、今、配水管は昭和 33 年以前のものも一生懸命早く更新しようという計画でやっておりますけれども、それ以降のものがもう 50 年を経過するものがどんどん出てきますので、こういうものをまず計画的に更新をする中で、こういった検討は 26 年度以降、事業計画の中で出てくるのではないかと思っています。

○佐藤委員

当然収支のバランスもありますし、事業費にかけるお金の割合もあるのでしょうけれども、みんな言うように、ライフラインとしてなくてはならないものですので、一つは、下水道に関しては大きな事業がなくなるということですので、できれば管路のほうに大きな予算を使っていただきながら、将来的には早め早めの更新をしていただきたいと思います、そのように思います。

○井川委員

◎旧国鉄手宮線活用計画について

報告を聞いてはすけれども、佐藤委員のほうから質問がありましたが、旧手宮線の土地の購入ですね、私もずっと言っていたのですけれども、平成 23 年度ということではあったのですが、実はこの 23 年度に土地を公社から買い戻すのですけれども、これは過疎対策事業債を使われるのか、それとも補助金か何か、どちらのほうでお考えでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

現時点では、平成 23 年度までに買戻しをしたいというふうを考えてございますけれども、その事業手法については、先ほど佐藤委員にもお答えしましたとおり、市としては、活用計画を踏まえる必要があるのですけれども、どちらにせよ、一番負担が少ない、今、井川委員からもお話があった過疎債がいいのか、違う補助金がいいのかとい

うのは、実は今後、検討していくことにしていますので、御提案も含めて一番市の負担が少ない手法を見いだしたいというふうに思っています。

○井川委員

過疎債だったらどうで、補助金だったらどうだという、その負担の割合はどちらがいいかということはわかりますか。例えば 7 割返すとか、例えば半分は国で見ってくれるとか、そういう部分もありますよね。その部分について、ちょっと説明をいただけますか。

○（建設）まちづくり推進課長

事業手法によって補助率が違いますので、なかなか一概には言えませんけれども、この過疎債の場合は、土地だけ購入というわけにいかない。補助金もそうなのですけれども、土地と上物整備がワンセットで市のほうに補助金が入ることになりますし、ただ、補助率の割合だけでなく、例えば交付税で返ってくる率だとか、そういうものも含めて、実際に市のほうの負担がどんなふうになるのかということは、まだ、今、この手法ならこうだということとは押さえ切っていませんので、今後そういうことも含めて検討していきたいと思っています。

○井川委員

ぜひ検討してください。

それから、大変年数がたっているのです、非常に線路などでも老朽化してしまって、例えば、資料の表紙に出ていますけれども、手押しトロッコですか、こういうものは今、線路は使用できる状況なのですか。

○（建設）まちづくり推進課長

トロッコは、右下に出ていますけれども、どちらにしても、乗るものが軽いものですと、今のレールで使えるということで、平成 20 年度にも実際、「手宮線はぼくらのワンダーランド」というイベントで、成田祐樹委員が一生懸命このトロッコを押している姿を私たちは見せていただいていますので、そういう軽いものですとまだ使えるというふうに思っています。

○井川委員

まだ使えるということなのですけれども、実は最初のときに、JR 北海道でつくっているデュアル・モード・ビークルというのですか、道路も線路も走るというもの、あれ大変車体が高くて、非常に JR の方が小樽のまちに似合う乗り物だということで、これは大変いいものだなとも私も思って、実は旧手宮線にとふとも私も思ったのですけれども、考えてみたらそういう、今聞いたら、この手押しトロッコぐらいはいいけれども、そういうものについては大変難しいでしょうね。それはどうでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

今、井川委員がおっしゃったとおり、デュアル・モード・ビークルでございますけれども、やはり非常に重量もございまして、まくら木ですとか、それを支えている下の部分も含めて、なかなか今のままで乗せるのは難しいというふうに思っております。

○井川委員

だんだんと観光が斜陽になってきて、運河とすしとガラスではもうだめだと。では、次は何だろうかといったら、次はやはり旧手宮線ではないかと思う部分もあって、私も非常にそれを楽しみにしていたのですけれども、大変車体が高いということと、あと、それから買っても利益にならないというか、今、静岡県富士山のところ、あちらのほうでもちょっといろいろ試算しているようなのですけれども、なかなか利益が出ないということで考えているのです。それで小清水町でしたか、そこでも試験的にやったのです。それもやはり本当に観光客が少ないということで、なかなかうまくいかない状態なのです。小樽市はそれについては検討する余地があるのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

先ほどもお話ししたとおり、まず、デュアル・モード・ビークルということ言えば、施設の大規模な改修が必

要だということもありますし、また事業主体という大きな問題もございます。JRがやっていただけるのか、その辺が大きな課題だと思ってございますし、ただ、一つとしては小樽市で今のところはデュアル・モード・ビークルを走らせるというようなことは考えてございません。

○井川委員

◎空き家・空き地バンクについて

次に、空き家・空き地バンクについて1点だけお尋ねいたします。

昨年第4回定例会で報告があり、始まってからまだ二月しかたっておりませんが、この利用状況についてお知らせください。

○（建設）まちづくり推進課長

昨年第4回定例会で空き家・空き地バンクの制度を説明させていただいて、それで実際には1月18日に市のホームページに掲載をし、さらには2月1日に広報おたるに載せたところでございまして、問い合わせは、今、委員からお話があったとおり、広報おたるの掲載から言えば一月半しかまだたっておりませんが、市内外問わず、問い合わせは二十数件いただいておりますが、残念ながらまだ成約には至っていないということでございます。

○井川委員

たくさんの問い合わせが来ているのですけれども、まだ成約に至っていないということは、何か例えば反省するところとか問題点、例えば業者の手数料が高いとか、何かそういう問題点はないでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

一月半しかたっていないということがございまして、まだ我々は成約に至らない原因というのでしょうか、課題については、そこまで深く、原因までまだ考えていないのですけれども、今後、こういう状況が続くようであれば、やはり原因、課題というのを調査して、この制度が活用されるような工夫をしていかなければならないと思っておりますし、他都市の事例も参考にしながら取り組みたいと思っております。

○井川委員

ぜひ人口も増えるということで始めた制度ですから、ひとつ頑張ってくださいと思います。

◎水道料金の収納率について

次に、水道のほうをちょっとお尋ねいたします。

上下水道ビジョンでは、水道局職員全員で危機感を持つということで、大変評価をしたいと思っております。ぜひ一つずつ頑張ってください。

そこで、お尋ねいたします。今年度もあと15日になりましたけれども、収納率はいかがでしょうか。

○（水道）料金課長

昨年度と今年度の1月末現在の数字で答えたいと思っております。水道料金ですけれども、現年度分では平成20年度が86.368パーセント、21年度が86.571パーセントで、0.2ポイント程度アップしてございます。過年度分でございますけれども、20年度が74.902パーセント、21年度が77.085パーセントで、2.18ポイントぐらいアップしてございます。

下水道使用料でございますけれども、現年度分は20年度が85.84パーセント、21年度が85.938パーセントで、約0.1ポイントアップしてございます。過年度分でございますけれども、20年度が75.252パーセント、21年度が76.823パーセントで、1.56ポイント程度アップしております。

○井川委員

今、大変不景気で、給料も減額していて、さぞ水道料金、下水道使用料の収納率も減っているのだろうと思ったら、逆に増えている。この状況はどうなのでしょう。

○（水道）料金課長

いろいろな原因があるのですが、一つの大きな要因としては、実は昨年度、収納の担当者を 1 名増やしてございます。その関係でこういう不景気の時代でも若干増えたのではないかと思います。

○井川委員

1 名増えただけでアップするということはすごいですね。

◎水道料金のチェック体制について

それと、今、いろいろと職員の不正経理などがあり、小樽市でもおとしですか、例えば産業廃棄物最終処分場の業務委託をしているところで問題があったり、そういう部分が出てきているのですが、この現金収納のチェックについて、水道局ではどのようになさっていますか。

○（水道）料金課長

現状の説明をさせていただきますけれども、窓口の収納金につきましては、納入通知書と現金のチェックを午前午後の 1 日 2 回行っております。収納委託の関係ですけれども、月曜日から金曜日まで毎日、納入通知書と収納金のチェックを行っております。それと、うちの収納担当者が集金に行く場合がございます。その場合は、三連の複写式の領収書を切っていくわけなのですが、その都度、チェックしております。

今後、委託するわけですが、料金課がなくなるわけではありませんので、委託側は委託会社で責任を持ってチェックしていきますし、その後、水道局でも料金課として責任を持ってチェックしていきたいというふうに考えております。

○井川委員

午前と午後 2 回ということで、すごいチェック体制だと思います。今後、委託になったら、職員が収納するのではなくて、この収納も徴収も全部委託になるのですか。

○（水道）料金課長

今回の委託に関してなのですが、すべてを委託会社に任せるというふうには思っておりません。当然、委託会社のほうでも現金チェックはしますし、水道局としても料金課で収納金のチェックは行っていきたいというふうに考えています。

◎水道料金の不納欠損の状況について

○井川委員

では、不納欠損についてはどのようになっていますか。

○（水道）料金課長

不納欠損の関係ですが、まず水道事業会計から、平成 19 年度からの過去 3 年間分を申し上げます。

平成 19 年度では 1,747 万 6,000 円、20 年度が 1,911 万 9,000 円、21 年度の予定でございますけれども 1,150 万円程度と現時点では考えてございます。

下水道事業会計でございますけれども、19 年度が 874 万 5,000 円、20 年度が 996 万 4,000 円、21 年度が 860 万円程度を予定しております。

○井川委員

ここでも平成 20 年度と 21 年度を比べたら、かなり減っていますね。これもやはり人員を増やしたことが原因なのでしょうか。

○（水道）料金課長

不納欠損につきましては、その年度に倒産する会社の件数で大きく変わってきてございますので、そのときの状況によって違うというふうに思います。

○井川委員

そこで、給水停止がありますよね。今、給水停止は何件でしょうか。件数をちょっとお知らせください。

○（水道）料金課長

平成 18 年度から 20 年度までの件数を申し上げます。件数ですけれども、重複してとめている方もおりますので、それがその世帯数ということではございません。18 年度が 512 件、19 年度が 571 件、20 年度が 465 件となっております。

○井川委員

この条件はどのようになっていますか。

○（水道）料金課長

小樽市水道事業給水条例がございましてけれども、管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者等に対し、その理由が継続する間、給水を停止することができるというふうになってございまして、料金、工事費又は加入金を納付期限までに納入しないときということに条例ではなっております。今、水道局のほうで給水停止している対象者なのですけれども、3 回以上滞納があるということは 2 か月に 1 回ですから、6 か月以上支払がない者、若しくは一つの調定でも 6 か月以上納入がない者、それを対象に給水停止をしております。

○井川委員

私たちがよく聞くのですけれども、水は命の根源だということで、水道料金を滞納してもとめないという話をよく聞くのですけれども、市のほうの条例で決まっています、今はきちんととめるということですね。こういう部分についても委託になさるのでしょうか。

○（水道）料金課長

給水停止の部分につきましては、対象者を業者のほうから挙げていただいて、一度、水道局の職員がチェックして承認した後、その給水停止につきましても、委託をしたいと思っております。

○井川委員

水道事業会計は黒字ですから、ぜひ黒字を増やして小樽市のほうに貢献していただきたいと思えます。

◎歴史的建造物について

歴史的建造物のことで聞きたいのですけれども、今、全部で何棟ありますか。

○（建設）まちづくり推進課長

登録歴史的建造物が 89 棟で、指定歴史的建造物が 66 棟でございます。

○井川委員

登録と指定では、公表や規定など、どのような違いなのか。例えば、補助金だとかの扱いについて、どのような違いがあるのですか。

○（建設）まちづくり推進課長

市のほうで歴史的建造物に対して助成をしておりますけれども、指定歴史的建造物の場合は、外観の保全に対する助成の上限額が 600 万円で、登録歴史的建造物で言えば、その上限額の半分の 300 万円というのが大きな違いというところですね。

○井川委員

そこで、昨年度はそういう助成はしましたか。件数と金額をお知らせ願います。

○（建設）まちづくり推進課長

平成 20 年度は、2 件に対して 406 万 8,000 円の助成をしたところでございます。

○井川委員

平成 21 年度は。

○（建設）まちづくり推進課長

平成 21 年度については、残念ながらなかったということでございます。

○井川委員

それと、貸付金というのが出ていますけれども、市のほうの負担というのは利子なのでしょうか、この貸付金のこの 600 万幾らという予算は、どうなのですか。

○（建設）まちづくり推進課長

平成 22 年度に予算を上げてございます 605 万円でございますけれども、基本的に市が登録歴史的建造物と指定歴史的建造物に 3 分の 1 の助成をするのですが、助成できなかった部分、3 分の 2 の部分が助成できないわけですから、その部分に対して融資のあっせんを行ってございます。融資は市内にある各金融機関に対してお願いしております、その融資のための費用として 605 万円を市のほうで銀行に預け入れているという形でございます。

○井川委員

そうしたら、この持ち主というのは、ただ元金だけ払えばいいということなのでしょうか。そういう意味ですか。

○（建設）まちづくり推進課長

済みません、ちょっと説明不足で申しわけございません。元金だけということではなくて、今年度で言えば、融資利率が 1.8 パーセントになってございますので、所有者の方は、融資を受けたら、1.8 パーセントの利率で利子も含めて返していただくと。市はあくまで 605 万円を銀行に預けることによって、銀行はその 605 万円を逆にほかの人に貸して、それで銀行としては運用するという形になってございまして、あくまで民間の融資の利率を安くするために、市が銀行にもお金を預けておくという形でございます。

○井川委員

わかりました。歴史的建造物というのは、やはり市の財産で、私たちもよそへ行って、歴史的建造物を見ると、そのまちの成り立ちとかがわかってくるのですけれども、小樽の歴史的建造物というのは、よく皆さん見学にいらっしゃるかどうか、私もあまり皆さんが見ているのを見たことがないですけれども、そういう見学者は多いのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

観光客に対する動態調査の中でも、小樽市に来ていただけるその理由の大きな一つに、小樽が持っている歴史的な、そういうノスタルジーや異国情緒を見るためという回答が 1 番を占めているということが示しますとおり、観光客の方々には歴史的建造物を見に来ていただいているという部分があるというふうに思っております。

○井川委員

本当に、小樽市への観光客を何とかして少しでも人数を減らさないで、700 万人台を維持していかなければならない部分でも、一つは歴史的建造物に担っていただきたいと思いますので、ぜひ御指導をいただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 23 分

再開 午後 3 時 45 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○秋元委員

◎旧国鉄手宮線活用計画について

初めに、旧国鉄手宮線活用計画で確認をさせていただきたいのですが、5 ページになります。これはたしか昨年第 3 回定例会の建設常任委員会で質問させていただいたのですが、ちょうど竜宮ステーションからよいこの遊び場までの区間の線路内に車が乗り入れているということで、そのときにいろいろとお話を聞いたら、この下にピンク色で示された区間がありますよね。ここは J R の土地だというふうに聞いたのですけれども、これは J R の土地でいいのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

J R の土地といいましょうか、市がその駐車場の整備ができない間は、購入いたしませんという形で市が購入をしていないということでございます。

○秋元委員

ほかにも全体的な区間を通して、まだ例えば J R が今持っているのだけれども、整備してから市が買い上げるといような話がついているような区域というのはあるのですか。

○（建設）まちづくり推進課長

整備がついてからということでは、ここの区間です。あと、既に市が買った中央通から寿司屋通りの間の一部分に民地が出ているところがあるものですから、その部分については市が購入していない区間です。

○秋元委員

わかりました。先に計画が立ててあったので、ちょっと確認させていただきました。

この 5 ページの図の一番左端のほうの線路の上に、「幅員が狭いためにレールの高さまで木材等で高さを調整する」ということが書いてあり、写真がついているのですが、この考え方であれば、レールをすべて埋めてしまうような考え方なのか、その写真の下の絵とかを見ると、一部分であるような感じも受けるのですけれども、こういうようなレールの高さまで木材を敷き詰めるような区間は、どういうふうに考えていますか。

○（建設）まちづくり推進課長

5 ページの C ゾーンで言いますと、この写真がたまたま横浜市の例を使ったものですから、このような形で全部が埋め尽くされているような写真になってございますけれども、あくまで散策路は、下の図面にあるとおり、レールから外れた位置につくる予定で、ただし 3 メートルから 4 メートルの幅員で整備する予定なのですけれども、実際的に高さが違うことによって、そこまで整備できないものですから、こういう形で木材等で高さを調整するというふうに書いてございますけれども、基本的には、レールの横の部分で、レールを埋めることはないというふうに考えてございます。

○秋元委員

わかりました。3 ページの A ゾーンについてなのですが、全体を通して見たときに、例えば旧日本郵船小樽支店があったり、運河公園があったり、北運河に近かったり、開発の重要性というのは非常にあるというふうに思うのですが、全体的には一遍に整備するなどということはきっと無理だと思うのですが、次に考えている部分で手をつけるべき優先順位といいますか、この辺はどういうふうに考えていますでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

先ほども佐藤委員のほうから年次計画という御質問があって、そのときに答弁したとおり、実はまだ次にどこから整備するかというのは、今後、検討したいというふうに思っております。

○秋元委員

わかりました。これは以前も質問をしたのですが、やはり重要なものが数多く残されていますので、非常に大切にしていただきたいのと、小樽の観光とか、さまざま考えた部分で、重要な部分も早く計画を立てていただいて、

段階的に着手していくのでしようけれども、早い整備を要望いたします。

◎小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画について

続きまして、公共賃貸住宅長寿命化計画で、ちょっと細かくて非常に恐縮なのですが、まず、以前の公共賃貸住宅ストック総合活用計画との大きな変更点ですとか、考え方の違いはどのようなものがあるのか、御説明をいただけますか。

○（建設）白川主幹

前回のストック計画と、本日、説明いたしました長寿命化計画の大きな変更点とか、そういうことについてのお問い合わせですが、まず基本的には今ある既存の建物を大事に使っていくというところはどちらの計画も同じ部分なのですが、先ほど計画の概要でも説明しましたように、今までは維持・修繕の部分につきましては交付金対象外ということで、それぞれの部分についてはストック計画には位置づけていなかった部分なのですが、その維持・修繕の中で建物の長寿命化に資する部分は交付金対象ということになりましたので、屋根の改修ですとか、外壁の改修ですとか、そういうほうにも長寿命化型改善になるものは、今回の計画に位置づけていると。そういうことが一番大きな違いではないかというふうに思っております。

○秋元委員

わかりました。今回、この資料をいただきまして、早速以前の計画と見比べていく中で、最初に感じたのが、長寿命化計画の 4 ページにあるのですが、この表の年度がしゅん工年度になっていて、以前のストック計画では建設年度になっていたもので、実際、今回いただいた資料と、その住宅によって一、二年の差があるのですが、これについてはどういうことなのか、御説明をいただけますか。

○（建設）白川主幹

長寿命化計画の 4 ページの管理戸数の表の中で、それぞれのしゅん工年度の表記をしているのですが、前のストック計画でも同じような表を載せておまして、それが建設年度だったと。その違いは何かというお話ですが、実は交付金の申請上、建設年度という言葉を実際には使っております。ただ、ちょっと内部でも話したのですが、その建設年度というのは、一般の方ではできた年というのをイメージされるかと思うのですが、交付金上、建設年度というのは、整備開始の年度を建設年度ということで使っております、1 年でできる建物もあるのですが、2 年、3 年とかかる事業もございまして、その辺でちょっと数字にばらつきがあったというか、幅がございました。今回、いろいろと経過年数とかで判定作業とかということもやっていくものですから、その数字を出すと、正確な経過年数が出せないということもあって、正確を期するためにしゅん工年度、建物ができ上がった年度で整理することにしたということで、建設年度とまた違う年度だという意味でしゅん工年度という言葉とその数字を入れて整理させていただいたところです。

○秋元委員

見比べたときに、一、二年しゅん工年度のほうが長引いたといいますか、ちょっと増えていた部分がありましたので、なぜかと思ったのですが、わかりました。

今回、一般質問の中で、設備の改修について質問させていただきましたが、市長の答弁の中で、3 か所給湯の未整備の改修を進めるといった内容の答弁をいただきまして、この 3 か所給湯、今回の表の中で見ても、整っていない部分も見受けられたのですが、全体的には実際に何戸ありますか。

また、これを改修する上で、実施計画についてどのように考えられているのか、お知らせください。

○（建設）白川主幹

3 か所給湯の未整備部分のお話ですが、実は設備状況というのは、計画書の 11 ページに載せてございますけれども、その中に 3 か所給湯は 640 戸整備済みで 18.7 パーセントの割合とあるのですが、これは実は現在のすべての管理戸数 3,426 戸をベースとしております。表を見ていただくとおわかりのように、この中にはもう既に用途

廃止と位置づけている住宅もございまして、11 ページの表の一番下に、中層以上の戸数として、対象戸数 2,661 戸とあります。これは、エレベーターについての特記でございますが、この 2,661 戸を対象に今回、長寿命化を図ったり、改善をしたりということで計画を立てておりまして、その 2,661 戸と 640 戸の差、2,021 戸がまだ 3 か所給湯の未整備戸数ということになっております。

また、3 か所給湯の整備の予定ですけれども、計画書の 47 ページに、整備活用プログラムを載せておりまして、この中にある山吹色の部分が長寿命化型改善とあわせて設備改善などの個別改善を行っていくということです。それで、表の左から 3 分の 1 ぐらいのところ、**「活用手法（改善内容）」**という欄がございまして、そこに屋根とか外壁とか UB とかいろいろ書いてあるのですが、3 給と書いてあるのが 3 か所給湯の表示でございます。3 か所給湯をやる改善事業というのが、この山吹色の中に位置づけられているのですが、平成 31 年度までの計画期間までにちょっと終わらない住宅も何件がございまして、それらは構想期間に位置づけているところですが、今の考えでは、その構想期間の早い段階でこれらの残りの住宅も整備していきたいというふうに考えております。

○秋元委員

結構、見た感じですと、あまり早くは着手されないのではないかという気はするのですが、わかりました。

それで、例えば 35 ページに、1 次判定で 10 住宅、761 戸が用途廃止候補として選ばれておりますけれども、このスケジュールと、ちょっと後でも出てくるのですけれども、このすべての住宅がいろいろな条件が違って、今回のいただいた資料の中でも、市営桂岡住宅だと 118 戸あるのですけれども、現在入居されているのは 31 戸、市営最上 B 住宅だと 11 戸入居されている。その住宅によって政策空き家とかもございまして、結構、入居状況にも変動がありました。この中で、どういう順番で用途廃止されていくのかというふうに考えるのですが、例えば一番古いのは市営花園共同住宅でしゅん工年度が昭和 36 年度というふうに書いてあったのですが、この順番というのは、どういうふうに考えられますか。

○（建設）白川主幹

委員がおっしゃった 35 ページは、まず 1 次判定の候補を選定する部分でして、3 次判定の結果として、41 ページ、42 ページのところはその用途廃止の結果が出ております。先ほど、設備の改善のところでも申し上げた 47 ページに、建替えですとか改善ですとかの活用プログラムを載せているのですが、ここにピンク色で示している部分が用途廃止のプログラムでございます。これで見ますと、今、市営オタモイ住宅の建替え事業を行っておりますが、市営オタモイ D、E、F 住宅と、それぞれの入居者の住み替えが完了した状況を見ながら、今の計画では平成 25 年度にそれらを解体していくというような形で、順次、用途廃止を位置づけているのですけれども、今、この計画の中で 31 年度までに市営桂岡住宅の半分ぐらいまでを何とか壊していきたいという計画でございまして、これも住み替えというのがまず基本ですので、住み替えの状況を見ながら、なるべくこの計画に沿うような形では用途廃止を進めていきたいと考えているところです。

○秋元委員

わかりました。

今、お話しいただいた 41 ページなのですが、ここには 3 次判定の用途廃止だとか建替えの詳細が載っているのですけれども、例えば市営最上 B 住宅ですとか市営塩谷の B、C 住宅については、この中にも記載がありますけれども、市営若竹住宅やほかの市営住宅への移転を促進していくということで、この市営最上 B、塩谷 B、C 住宅については、優先的に市営若竹住宅に入れるというふうに考えていいのか、例えばそうなったときに、市営最上 B、塩谷 B、C 住宅から移る方については、収入ですとか、さまざまな要件があると思うのですが、この辺ももう一回新たに審査されていくということなのでしょうか。

○（建設）白川主幹

ちょっと先ほどの質問とも関連するのですが、用途廃止の順番という御質問がありましたので、基本的にはやは

り用途廃止するにしても、古い順番ということで考えておりました、今、市営オタモイ住宅の建替えをやっておりますけれども、その次とすればやはり市営最上 B 住宅、その次に市営塩谷 B、C 住宅ということで考えております。そういう意味で、やはり解体するためには、まず住んでいる方にどこかに移っていただかなければならないのですが、今の予定では、市営オタモイ住宅の建替えについては、やはりオタモイに今住んでいらっしゃる方を優先していくということですので、今、並行していく市営若竹住宅には、オタモイ以外のところというふうを考えておりました、そういう意味では、今、委員がおっしゃったように、市営最上 B 住宅ですとか市営塩谷 B、C 住宅の方々の住み替え用の住宅として予定していきたいと考えています。ただ、やはり家賃とかも絡む部分もございます、まだこれからですけれども、皆さんの意向とかを調査して、また十分話を聞きながら、若竹がいいのか、またほかの既存の住宅がいいのか、その辺は意向を把握しながらやっていきたいと思っております。

あと、住み替えに当たっての、特に新たな審査というのはございませませんが、ただ世帯員数に応じて部屋というのが決まってくるので、世帯員数の確認などはやっていくことになるかと思っております。

○秋元委員

その中で、市営若竹住宅 2 号棟で、今、進めていると思うのですが、全体戸数のうちで、例えばその新規募集する戸数がどのぐらいの戸数といいますか、割合で考えているのか、何でこんなことを聞くかということ、市営若竹住宅が今、改修されるということで、募集されたら、ぜひ申し込みたいと楽しみにされている方がたくさんいらっしゃるのです。またその際に、今言われた家賃の考え方ですけれども、どのように考えていますか。

○（建設）白川主幹

まず今の市営若竹住宅 2 号棟の関係ですけれども、現在は 60 戸ある住宅なのですが、このたび、議決いただいたら、今月下旬から着手していきたい。その改善事業の中で、トータルリモデルということで、2 戸を 1 戸にして、3LDK を 10 戸つくるとということで考えておりました、残り 2 階部分をトランクルームにするという計画もあって、今の 60 戸が 40 戸になります。今回、道営若竹団地の事業主体変更を北海道から受けてやっておりますけれども、実は北海道のほうで線路を挟んで反対側の海側のほうに、築港団地という道営住宅を建てていまして、道営若竹団地に住んでいらっしゃる方々のほとんどはその築港団地に移っていらっしゃるのですけれども、一部この市営若竹住宅に住み続けたいという方が、実は 11 世帯いらっしゃって、その方々は、今、3 号棟に住んでいらっしゃいます。その方々がまず一番優先されて 2 号棟への住み替えということになるかと思います。40 戸から 11 戸引きますので 29 戸ということなのですが、やはりせっかく駅前的好立地ということですし、それから 3LDK という、ファミリータイプの住戸を設けるということで、半分は公募していきたいというふうを考えておりますので、40 戸のうちの 20 戸は公募に回していきたいというふうにも今考えているところです。計算すると残り 9 戸になるのですが、その部分につきましては、先ほどの用途廃止予定のところから、意向を聞きながら住み替え用に使っていくというふうにも考えているところです。

家賃は、まだこれからの算定なのですが、基本的に従来の住宅と同じように、建設費等を基に近傍同種家賃というのを出して、家賃設定をしていくということになります。

○秋元委員

20 戸は新しく募集をかけたいということで、9 戸が住み替えの部分だということなのですが、例えばこの 9 戸で全然足りない場合とかというのは、ほかの若竹以外の市営住宅に移ってもらうということなのですね。

○（建設）白川主幹

今、この計画の中では、市営若竹住宅は 2 号棟の次に 1 号棟、その次に 3 号棟ということで、計画の中で位置づけていますので、2 号棟で残念ながら入れなかった方々というのは、次の 1 号棟とかというのを予定していただくことになるかというふうにも思っております。

○秋元委員

先ほど言われたこの 47 ページの表では、現在の道営若竹団地 1 号棟、3 号棟だと、できるのが 25 年度とか 29 年度ということで、それまでは実際 40 戸ずつを予定しているみたいですが、その中で 25 年度と 29 年度完成の部分については、募集をかけていくということなのですね。

○（建設）白川主幹

1 号棟と 3 号棟も同じように公募と住み替えには使っていきたいと考えておりますので、それぞれ全面的改善を行って、その改善後は基本的に半分ぐらい公募をして、残りは住み替え用にとというようなことで考えてございます。

○秋元委員

続きまして、耐用年限を超えている住宅についても、今回、質問をさせていただきまして、簡易耐火構造平家建てが 102 棟 493 戸あったということで、これにつきましては、建替えとか住み替え、用途廃止を進めていくというお話だったので、これは 493 戸すべてを廃止されていくような考えなのか、どのような状況で考えているのか、その辺を御説明いただけますか。

○（建設）白川主幹

これは、先ほどの用途廃止の御質問とちょっと関連するかと思うのですが、先ほど概要で説明しましたように、平成 22 年度で簡易耐火構造平家建ての 497 戸が全戸、耐用年限を超えてしまう。また、簡易耐火構造 2 階建ての住宅も平成 32 年度までには 268 戸全戸が耐用年限を超えてしまうということで、やはり構造的な部分も十分でないということもありまして、できるだけ早く住み替えを進めていきたいというふうに思っております。この計画の中では、これらすべて用途廃止ということで位置づけてございます。

○秋元委員

続いて、40 ページからになりますが、市営稲穂改良住宅、市営真栄改良住宅、市営花園共同住宅については、今回、耐震改修促進法における耐震性が確認されていないという答弁をいただきまして、概要版のこの A 3 の表を見れば、構想期間は平成 32 年度から 41 年度までで、市営真栄改良住宅は建替え、市営稲穂改良住宅は長寿命化型と個別改善、市営花園共同住宅につきましては用途廃止というふうになっていますけれども、32 年度からといいますと 10 年後からの話になるかと思えますけれども、耐震改修促進法に基づけば何か法的な問題というのは発生しないのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

耐震改修促進法との関係の御質問ですが、耐震改修促進法では、この法律に位置づけられた建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めなければならないというふうに規定されておまして、あくまでも法律上は努力義務というふうになってございます。

○秋元委員

その中で、真栄、稲穂、花園につきましては、改良住宅、共同住宅ということで、区分所有者がいらっしゃるということです。この方々との協議につきましては、今後、どういうふうに進めていく考えでしょうか。

○（建設）白川主幹

一般質問の中で、市長が区分所有者なり管理者と協議を行っていくということで答弁しておまして、なかなか市も区分所有者の一人の立場ということで、皆さんと同等なものですから、今まで積極的には協議とかというのはやっていなかったのですが、やはり今後、ほかの区分所有者の方々の意向把握をするなどして、協議の場というのを考えていきたいというふうに思っております。

○秋元委員

今回、市営若竹住宅の件でいろいろと感じたのは、区分所有されている方々がいらっしゃる、ただ単に古いから建て替えますとか、修繕するといっても、やはり負担が生じれば、非常に難しい問題は含んでいるのだという

ふうに感じます。その上でもやはり市営稲穂改良住宅、市営真栄改良住宅、市営花園共同住宅につきましても、非常に体自体も古いというふうに感じますし、市営稲穂改良住宅につきましては、エレベーターがついているのですね。ちょっと今日初めて知りまして、エレベーターがついているので、ぜひ有効に改修していただきたいというふうに思います。

◎ミスマッチ世帯について

続きまして、ミスマッチ世帯についてなのですが、これは、私が議員になりまして、初めて市営住宅の質問をさせていただいたときにも伺わせていただきました。平成 18 年 1 月には 575 世帯で、21 年 7 月には 633 世帯ということで、58 世帯ミスマッチ世帯が増えたとの答弁を今回、市長からいただきまして、まずはこの対策として、受付をして改善に取り組んできたということなのですから、受付をして、その後どういう作業をされてきたのか、またその実績といいますか、どういうふうに変更されてきたのかについてお知らせください。

○（建設）建築住宅課長

ミスマッチ世帯の件についてですが、一般質問でも市長が答弁申し上げたところでございますが、どういう対応かというのは、入居者の方にお知らせということで、まずは入居公募時に募集案内でお知らせしています。あと、入居することが決まったときに、管理のことなどにつきまして、入居のしおりがございまして、その中に「住宅の住み替えについて」というところがございます、世帯人員の上限により、住宅の規模が世帯人員に合わなくなった場合、それと入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって、日常生活に身体に機能上の制限を受ける者となった場合など、まだほかにもあるのですが、まずそういう形でお知らせをしているところでございます。

作業としまして、登録を受け付けている形なのですが、実際のところ、本年 2 月末で言いますと 11 世帯の方が登録されているのですが、いずれも今、説明申し上げました階段の歩行が困難でエレベーターのない上層階にいる方が、できれば 1 階なりがあいたら住み替えたいという登録者です。

ミスマッチ世帯の方の登録というのは、今ゼロの状態でございます。

基本的にこの登録をされると、希望の住宅を聞いておきまして、該当する住戸があきましたら、あっせんするような形なのですが、なかなか市営住宅というのは引越しなどで退居しなければ、あかない状況があって、ミスマッチ、いわゆる大きな間取りの住宅に入居している世帯から、子供が成長して出ていったり、家族が亡くなったたりして少ない人数になった場合も、できれば小さい型別に移したいということなのですから、そういう住宅がなかなか少ないというのがあります。実績はそういうことなのですから、改善といいますか、市としましては、今、そういう部分も含めて、建替え事業をしています市営オタモイ住宅などは、比較的家族が少ない世帯、1LDKですとか2LDKの型別を多くしたりですとか、また今までも御質問がありましたが、市営若竹住宅には2DKの部分がある30戸ありますので、そういった部分では、将来的に小さい型別の提供を増やしていきたいというところでやっていますけれども、なかなかちょっと型別の小さいものは総体の数で言えば非常に少ない現状で、管理戸数で言いますと長寿命化計画に出ていますけれども、3,426戸のうち管理戸数で1DKと1LDKを合わせて154戸で、5パーセント程度しかないというのがあるのもあって、市営住宅はファミリー層というもので整備してきたことから、今後の課題ということでも押さえている項目ではあります。

○秋元委員

今回、資料の中で見ると、例えばひとり暮らしで4LDKに住まわれている方がいらっしやったり、この表を前回のストック計画と比べますと、例えば2LDKだとミスマッチ世帯が16世帯増えているのですね。また、3DKですと29世帯が増えています。また、3LDKですと13世帯と増加傾向にあるということなのですが、これは登録していただいているお話だったのですが、もうちょっと何か積極的にされないか、まだまだ増えていくのではないかというふうに思うのです。その中で、例えば6人以上の家族で、2LDKに住んでいる方もいらっしやって、こういう部分に関しては、市としても働きかけをしていかないと、本人からの申出がないのかもしれないのですけ

れども、ちょっと大変な状況なのではないかというふうに想像しているところなのです。そういう上でぜひ対策と
いますか、登録してもらっただけではなくて、ひとり暮らしで 4LDK に住んでいる方ですとか、6 人以上で 2LDK に住んでいる方ですとか、対象の世帯数で言ったらそんなに多くないですから、ちょっと市から声かけが必要
なのではないかというふうには思うのですけれども、この辺はいかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

先ほど課題ということで申し上げて、なかなかそういう積極的な一歩が踏み出せないということなのですが、今、
世帯の人数が多い、子供がたくさんいらっしゃる方という部分ですけれども、例えばそういう方が、今、世帯人員
が多くて、小さいところに入っているので、3LDK とか 4LDK に住み替えて、また何年かして成長されたとき、
その世帯人員が減ったとかということもありますので、なかなかその辺はちょっと難しいというところですよ。

それと一般質問のときに鹿児島市の情報をちょうだいしましたので、鹿児島市のほうに問い合わせてみたら、本
年 4 月から、実際に、60 歳以上が対象ということでお知らせして、希望者を募ったところ、ミスマッチの少ない世
帯の方は数十世帯、小さいところに移りたいという希望があって、ただし子育て世帯とか、狭いところに多人数の
方は本当に希望者が少なくて、聞いたのは本年 2 月だったのですけれども、たった 2 組が決まりそうというところ
で、なかなかそれが決まらない理由として、子育て世帯の方は、引越すに当たって子供の通学路が変わるとか、
例えば母親が近隣でパートに行っているとか、そういうことを聞いた状態です。ただ、今、何とか解消に向けた積
極的な方策ということで、この辺の事例なども聞いたりしながら、住み替えた後もうまくいくようなシステムはな
いかということ、調べていきたいと考えてございます。

○秋元委員

◎収入超過者について

次に、収入超過者の件です。これも以前に質問をさせていただいて、非常に驚いた経緯がありまして、現在の高
額所得者といえますか、収入超過者の推移なのですけれども、これはどのようになっていますか。

また、最高額は幾らぐらいなのでしょう。

○（建設）建築住宅課長

収入超過者の推移ということでございますけれども、直近 3 年間の数字で説明申し上げます。収入超過者の定義
でございますけれども、市営住宅に 3 年以上入居している方で、政令月収が 20 万円を超えた場合に収入超過者とな
ります。昨年 4 月から公営住宅法が改正されまして、15 万 8,000 円となったのですけれども、それまでに入居され
た方は、平成 25 年度までの経過措置があるということですので、収入超過者に該当する方は 20 万円を超えた収入
がある方ということなのですけれども、平成 19 年度で 151 世帯、20 年度で 157 世帯、21 年度で 153 世帯というこ
とで、それらの方が 20 万円を超える政令月収で入居されている。あと、法の中で段階がありまして、高額所得者
という位置づけが定められておりまして、これは 5 年以上入居されている方が連続して 2 年間、39 万 7,000 円を超え
た場合は、高額所得者ということになってございます。

最高の方ということですので、現在の最高の方は、高額所得者の方が 1 名いらっしゃるのですけれども、21 年
度の政令月収が 39 万 7,000 円、22 年度の政令月収が 41 万円で、高額所得者に該当してございます。

○秋元委員

今、収入超過者の数で教えていただきましたが、超過者といっても 20 万円以上ということだったのです。全部が
全部、非常に多いというふうには思わないのですが、やはり中には 5 年以上 39 万 7,000 円を越えている方がいらっ
しゃるというお話でした。やはり非常に市営住宅に入りたいという相談もたくさんあります。また、そういう中で
も、やはりあきがないというお話もたくさんいただきますし、募集しても当選しないというお話もいただく中で、
やはり高額と言われるこの線引きは難しいものだと思いますけれども、高額な政令月収をいただいて、5 年以上
も住み続けるということは、ちょっとびっくりするのですけれども、どうなのでしょうね。今までも通告とか、さ

まざまな取組をされてきたかとは思いますが、それによって引っ越しされたというような件数というのは押さえていますか。

○（建設）建築住宅課長

件数というのはちょっと今持ち合わせていないのですけれども、今申し上げた 2 段階の収入超過者と高額所得者というのは、いずれも次年度の住宅使用料の認定を通知する際に、市長名で収入超過若しくは高額所得者ですという通知を行いまして、収入超過者の場合は、法に基づきまして明け渡すように努めなければならないという努力規定ですので、文書の配布のみをしてございます。

もう一方の高額所得者は、努力規定ではなくて、明渡しを請求することができるようになっていまして、これは毎年、面談して、事情を説明して、引っ越ししていただくということで進めています。急には引っ越しできませんので、何か月先とか、1 年ぐらい先とかで引っ越ししていただいています。過年度の高額所得者の方は皆さん出ておられますので、今、新たに今年度発生した先ほどの 1 名は、先般訪問してお話ししたところですので、今検討いただいているという状況でございます。

○秋元委員

引き続きこの収入超過者対策に、ぜひ力を入れてやっていただきたいというふうに思います。

◎エレベーターについて

最後に、ちょっと考え方について伺いたいのですが、先ほどほかの委員のほうからも、エレベーターについての質問がございましたけれども、小樽市内の住宅は古いところが多くて、調べましたら 39 団地中 10 団地しかエレベーターがついているところがないかと思うのですけれども、今後、改修とかをされていく中で、エレベーターをつけるというふうな考え方は、できる住宅もあるし、できないところもあるかと思うのですけれども、調べると建物の中にエレベーターをつけるより、建物の外にエレベーターをつける公共の住宅がありまして、そういう考え方一つできるのではないかというふうには思うのですが、今後の検討だとは思いますが、まず、そのエレベーターの考え方、高齢の方が増えていきますから、先ほど課長からお話をいただきましたけれども、下の階に住みたいというお話は、私もたくさんいただきます。その中で、やはりエレベーターがあれば、上の階にも住めるというふうに思うので、ぜひエレベーターのことも考えていただきたい。あと階段の段差なのです。これも難しいと思うのですけれども、やはり古い住宅に行くと、一段一段が非常に高く、本当に手すりにぶら下がるように上の階に上がっていく高齢の方を見ていると、何とかできないものかというふうには考えるのですが、難しいことだと思うのですけれども、今後、どういうふう考えられますか。

○（建設）白川主幹

先ほどの古沢委員への答弁と重なる部分があるかと思うのですけれども、今回の長寿命化計画策定に当たって、やはり新築建物はほとんどエレベーターを設置しておりますので、既存の建物についてのエレベーターの設置についてということを検討はしたのですけれども、やはりほとんどが階段室型の住宅というところですので、一つの棟に階段室が 3 本あれば 3 基つくらなくてはならない。また、外側に新たに廊下をつくって、エレベーターを 1 基つけてということもあるのですけれども、そうやると非常に事業費もかかりますし、また玄関前にそれなりのスペースがないと、そういう工事というのはできないということで、どちらにしても、まずは、維持・管理の面から考えても、既存の建物にエレベーターをつけるというのは事業費的に難しいということと、あと、既存の住宅というのが、この長寿命化計画の中にも配置図で示しておりますけれども、小樽市は郊外にかなり大型の住宅を持っております。それらに数千万円という事業費をかけてエレベーターを設置してそれだけお金をかけるとなると、やはり 20 年、30 年またさらに使っていくということになるかと思うのですけれども、やはりこれからの市営住宅のあり方を考えますと、できるだけまちなかの便利のいいところに考えていく方向なのではないかというふうにも思っておりまして、そういう意味では、いい場所に新たに次の住宅を用意するというほうが、方向性としてはいいのではな

いのかというふうには考えているところでございます。そういう中で、先ほども答弁しましたけれども、市営最上 A 住宅の特定目的住宅につきましては、片廊下型ということで、エレベーターを 1 基設置すれば利用できるということもありますので、つけられるものについてはつけていきたいというように考えてございます。

階段についても、今言った市営最上 A 住宅の特定目的住宅については、階段室が建物の横についておりましたので、その上げと踏面というのですけれども、階段の寸法を変えて、送り出す形で階段のこう配を緩くした工事をやった経緯もございます。ただ、ほかのほとんどが、建物の中に階段室が組み込まれている形で、そういう工事をやるとなると、建物の外側に階段が出張ってくるという形になるものですから、やはり建物前面にそれだけのスペースがないと、階段の改修もできないということになって、それもなかなか難しいのではないかとこのふうには考えています。

○秋元委員

高齢の方の対策といいますか、高齢者がどんどん増えることは間違いないので、需要に応じた供給といいますか、難しいのも十分わかるのですけれども、ぜひ研究していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○山口委員

◎旧国鉄手宮線活用計画について

今定例会の予算特別委員会でも旧国鉄手宮線の部分でお聞きしたのですけれども、今回はちょっと聞き忘れた部分について若干教えていただきたいと思っております。

まず、今年度の事業として、市立小樽文学館・美術館の整備と駐車場の敷地の整備、それと旧色内駅ステーションということで、文学館・美術館の敷地については教育部の所管でございますけれども、実際には建設部の建築住宅課が改築の図面もかくのでしょうし、敷地については建設事業課の緑化公園グループの方に、どういう整備をするかということについても相談があると思うのですけれども、今のところ 9,850 万円の内訳については、どこにどういってお金を使うかというのはまだわかっていないと聞いているのですが、これは要望ですけれども、この計画というのは、街なか活性化計画を引き継いで、中心市街地活性化基本計画でも、基本的には新たな観光の拠点みたいな感じで、いわゆる中心市街地に観光客を誘導するような形で目的が示されておりますので、そういう意味で言うと、建物の改修についてはもちろんですけれども、特に駐車場と旧手宮線の間を繋ぐような工事もされると聞いておりますので、そのところの予算確保が大変重要ではないかと思うのです。建物で例えば 8,000 万円ぐらい使ってしまったあと 1,000 万円ぐらいしか整備できないなんてことになると、ある意味では契約をとって終わりということになってしまう可能性もないことはないかと思って、それをちょっと心配しているわけです。そういう意味で、少なくとも 2 割以上、やはりその中でも敷地の整備については、もう少し要るのではないかと思いますけれども、その辺の考え方について、まず要望を含めて抱負をお聞きしたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

旧手宮線ということですので、私のほうから答えさせていただきますけれども、文学館・美術館のほうの予算というのは 8,859 万円という形で 22 年度の予算に掲載されてございまして、詳細については、今後、設計を経た後、多目的広場に幾ら、建物に幾らという形になろうかと思っておりますけれども、ただ、我々としては、今、委員からもお話があったとおり、中心市街地活性化基本計画の大きな事業だと思っておりますし、また小樽市にとっても残された地域の本当に重要な資源というふうにも思っておりますので、旧手宮線の活用ということでは非常に重要です。平成 22 年度に我々が旧色内駅ステーションを整備するというのが、文学館・美術館の敷地、多目的広場に今度変わりますけれども、あわせて一緒に中心市街地に新たな魅力を創出して、それがひいては市民や観光客の回遊だ

とか、時間消費型観光につながるという大きな目標のためにやるわけですので、ぜひともその部分については、教育部とも連携を図って、我々の思いを一緒になって達成したいというふうに思います。

○山口委員

文学館・美術館の入り口がありますよね。あそこは石でしたか、何でしたか。

○（建設）まちづくり推進課長

大きい石ですね。

○山口委員

入り口は石で、あとは土になっておりますよね。何かお聞きしましたら、駐車場を裏に全部移して、旧手宮線側は多目的広場ということで、駐車場は用途としては廃止しますということですよ。少なくとも文学館・美術館の企画展をやったりするときには車の出入りもありますので、旧手宮線側の入り口について、そこまでの車の導入路として、どうもアスファルトでやるような話にもなっているようですけども、私はやはり旧手宮線の整備で、基本的にステーションのところについては、木材みたいなもので整備しようというふうになっていきますので、そういう統一感を出すとする、少なくともその車の誘導路については、例えばデザイン的にも木材で統一をしてやっていただくようにされたほうがいいのではないかと思います。そういうことも含めてちょっと御検討いただけないかと思います。予算の面もありますけれども、その辺についても今後どういうふうに検討されるか、お聞きしたいと思います。

○（建設）まちづくり推進室長

委員も御承知のように、文学館・美術館のほうの整備は教育委員会なものですから、なかなか今の段階でどういう配分になっているかというのは、私たちもちょっと知り得ていない部分ではあります。ただ、これまでも答弁させていただいていますように、一体となって整備をやっていくということですので、できれば私たちもアスファルトでやるよりは、やはりそれなりの材料を使ってもらったほうが、非常にあの辺の雰囲気にも合うということもありますので、予算がありますから何とも言えないですけども、協議していく中で、そういった意見もあったということと、我々もできれば少しでもいいものを使ってほしいという要望を、教育委員会との話の中で出していきたいというふうに思っています。

○山口委員

私どもは教育部のほうにそういう要望をしておりますけれども、ぜひとも密に連携をとってやっていただきたいと思えます。

次に、旧色内駅ステーションのイメージがありますけれども、ここまでされるのは非常にいいかなと思えますが、実は産業港湾部の所管になりますけれども、小樽雪あかりの路でボランティアの方がたくさん集まっていたいて、そこから派生をして、小樽おもてなしボランティアの会と小樽観光ガイドクラブという二つの組織ができております。課題なのは、基本的にボランティアの詰所のようなものがないわけです。運河プラザの中にそういうものを設けたいと思って、そんな提案をしていたのですが、なかなか旧小樽倉庫の一番庫の中では難しいと。インフォメーションのところは観光協会がやっておりますけれども、詰所などを設けるとすると、なかなか難しいということとどんぞしております。実は小樽観光ガイドクラブは有料で、有料といってもほとんどお金を取らないような状況ですけども、旅行会社から依頼を受けて、コースをつくって案内をされております。当然、日本銀行旧小樽支店のところでも、人気コースですから、小樽観光ガイドクラブの皆さんがハンドマイクを持って建物やあの通りを説明されております。

他の観光都市へ行っても、割かし重立った建物の中に、そういうボランティアの詰所もありまして、そこを拠点にしていろいろな活動をされているのです。そういうものを、文学館・美術館の中に詰所を設けていただければ、それで済む話ですけども、これは教育部と話をしますけれども、私は、この際、色内駅がこういうふうにして復

元されるとなると、一定の拠点というのですか、旧色内駅ステーションはたまり場になりますから、もしできればボランティアの方で詰所も兼ねてここで案内もやっていただけるようなこともありますから、ぜひそういうことも検討していただきたいと思いますので、接触をされたらいかがかと思います。小樽観光ガイドクラブというのは組織がしっかりしておりまして、定期的会合もされていますし、研修もされており、おたる案内人検定の有資格者がほとんどなのです。一度接触をされて、その辺のこともこれから検討されて、要望などもお聞きになったらいかがかと思うのです。

例えば、この旧色内駅ステーションの図では、あずまや風になっておりますけれども、例えばちょっとお茶を出したりするのに、少なくとも水道の設備があったりすると、たぶん喜ばれるのではないかと思うのです。お年寄りが多いわけですから。そういう中で、ちょっと休憩されて、例えば茶飲み話ではないのだけれども、お茶を観光客にも出すと、そういう触れ合いですよね。そういうこともたぶん希望されると思うのです。お金にも 1,000 万円と限りがありますから、そういうようなことも含めて運営についても、そういうボランティアの団体がありますので、ぜひとも接触をされて、いろいろ要望をお聞きになって、できることとできないことがあると思いますけれども、進めていただきたいと思いますが、その点についてどういうふうにお考えですか。

○（建設）まちづくり推進課長

今、委員から御提案をいただきましたので、産業港湾部と今後、連携を深めて、小樽観光ガイドクラブですとか、小樽おもてなしボランティアの会ですとか、おたる緑のまちづくりの会も含めて、一度お話を伺いたいというふうに思っております。

○山口委員

もう 1 点でございますけれども、ステーションのところの絵は出ているのですね。どうもこれを見ると、このステーションを予定されているところは、いわゆる線路を囲むように木材で整備をされるような絵になっておりますね。これは、全体を木材で整備するような絵になっていませんね。いわゆる今の暫定整備となっているところと同じ、固めた土の道路ですよね。それで、基本的にはそれを遊歩道にして、ステーションのところについては、それプラス木材で、線路は当然残すのですけれども、線路の高さで整備をしようという絵になっていますね。そういう理解でいいですか。

○（建設）まちづくり推進課長

例えば 5 ページの左下の断面図にあるとおり、あくまで、レールの、まくら木の横を散策路として整備するというところでございますので、部分的に狭いところがあるのですけれども、そこについては、先ほども秋元委員にもお話ししたとおり、レールの横を整備するというだけで考えています。

○山口委員

要するに、この絵では、例えばここに何かプレートができていて、ここは木材でやっておりますよね。そして、線路のわきは土の遊歩道にしていますよね。ということは、今のお話なら、この横の遊歩道は整備するけれども、線路はそのまま残しておく。ステーションごとに、木材で高さを調節するというふうに全部かいてありましたけれども、こういうことは全然想定していないということですか。

○（建設）まちづくり推進課長

今、委員がおっしゃったように、5 ページの左側は竜宮ステーションのイメージ図で、ステーションごとにイメージ図が載っていると思いますけれども、ステーションのところは広場として確保するために、レールのところまでこういう形で、ウッドデッキになるのか、まくら木になるのか、素材は別でございますけれども、広場機能を確保したいというふうに思っております。

○山口委員

この整備は非常に歓迎なのです。本当は全線にそういうふうにされたらいいのではないかと考えています。そう

すると、人力車も通れますからね。要するに、土のところは人が通って、真ん中の線路を囲んで、そこを人力車などが通りますというふうにされると、非常にいい整備の手法かと思います。私は全部木材にしたいと思っているのですけれども、お金もかかりますよね。

ちょっとまた別な話にしますが、私が心配になっていますのは、さっきちょっと井川委員からデュアル・モード・ビークルの話がありましたけれども、デュアル・モード・ビークルというのは、重さ 5 トンなのですよ。それで、どうも私は調査をちゃんとされたのかと思っています。要するに車両が走れば、今のまくら木でもつわけがありませんよ。けれども、5 トンというのは、せいぜい、4 トンダンブぐらいの重さですよ。それぐらいが載ったとして、あの線路は、私はもつのではないかと思っていますのですけれども、当然軌道法とか鉄道事業法とかがかかってくれば問題はあります。予算特別委員会でも申し上げましたけれども、公園として整備するなら、鉄道事業法も軌道法もかからないで済むので、基本的に問題はないのですよ。そうでないと、二つの法律がかかってくると物すごく厳しいわけですから、当然、運行は難しいですよ。基本的にその分がランニングコストにかかってきますからね。だから、実現性を考えると、私は遊園地を走るような形で公園として整備されたほうがやりやすいと。道路は基本的に車輪で動くわけですから、問題ないわけですよ。まだ基本的に道路から入っていける、いくら時間がかかってもいいのですよ。別にそれを通勤に使うわけではありませんから。当然、観光みたいな形の用途で使うわけですから、そういうおもしろさもあっていいわけですからね。

それは別にして、旧国鉄手宮線活用打合せ会議では両論併記になっていますから、将来的にはそういうことも可能性として認めているわけですから、そういう意味で言うと、今のように例えば駅舎を想定しているところに、こうやって木材で全部打ってしまえば、今のまくら木が埋まるのですよね。まくら木よりも高いところにまで来るわけですから。そうすると、基本的にいざデュアル・モード・ビークルが走りますとなったとき、まくら木が埋まっているところは耐久性がもちませんよ。そうしたら、全部取り替えなければいけないとなりますね。そうすると、二重経費になってしまうわけです。だから一度、きちんと調査されたいかがですか。例えば今のまくら木がどの程度、もつものがあって、もたないものもあるという調査です。これは J R の協力なしにできないと思いますけれども、将来どういう整備をするかも含めて、これから、年次ごとにやっていくということになれば、今のように整備されると、問題が残ってくると思いますので、一回調査されたいかがですか。駅舎にしてこういう整備をすることだけでもいいですよ。整備される前に、例えば取り替えるなら取り替えることをしなければいけませんから、まず調査が先だと思いますけれども、それについての考えがあれば聞きたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

実は、デュアル・モード・ビークルが J R 北海道でつくられて、我々も旧手宮線への活用ということも考えまして、J R の保守・点検をやっている業者に、旧手宮線を全線歩いていただいて確認をした中で、ほんの限られた何十メートルかの区間は使えるかもしれないけれども、あとはやはり、ほとんどというお話もありまして、デュアル・モード・ビークルを前提にチェックしていただいたのですけれども、なかなかやはり現状で難しいという御返答があって、今回このような形で、先ほどのデュアル・モード・ビークルはなかなか難しいという答弁をしたところでございます。

○山口委員

現状のまくら木の状態では、デュアル・モード・ビークルは難しいという診断をしていただいたということですね。わかりました。

いずれにしても、そういうことであれば、少なくともこのポイント、ポイントの整備は、新しく木材を敷いたりするのでしょうか。そここのところのまくら木だけは、問題があれば、まず今のまくら木を取り替えた上で整備をするということに当然なりますよね。そうしないと、またそれを掘り返して、もしデュアル・モード・ビークルを走らそうとなったときに、再度工事し直さなければいけませんね。そういうことになりますので、この部分だけで

も整備されるときに、現状を見てまくら木を基本的に取り替えるということが前提になってきますが、その辺についての考え方はどうですか。

○（建設）まちづくり推進課長

先ほどもお話ししたとおり、なかなか現状では走らせられないということがありますので、実際に整備するに当たって、拠点ですから 7 か所なのですけれども、そんなに多くないので、その辺も再度検証して、必要であればその辺の必要な対応をとりたいというふうに思います。

○山口委員

もう一つ、予算特別委員会でもお話ししたのですが、全体の計画の中で旧手宮線を生かそうとすると、これもこの所管ではないということになってしまうのですが、旧手宮鉄道施設の敷地、この利用が一番のハイライトになるわけですね。あそこ旧手宮線とをどう運動させるかということが、今後の課題になってくると思うのです。一応総合博物館については、いろいろな企画展をされたりして、入場料も安くなりましたので、ペイするかどうかは別にして、当然入場者も増えてきましたよね。問題は、やはりあそこの施設としてのハイライトというのは、あの建物ではなくて、修復された機関車庫は当然ですけれども、それも含めた敷地ですよね。それで列車の車両はいろいろあります。これをどういうふうにご利用していくのかということが肝要になってくると思うのです。これと、旧手宮線ですよね。旧手宮線は基本的にはこの所管です。向こうは基本的に教育委員会の所管ということで、今回とよく似ていますけれども。

そこの利用計画について、全体計画を考える際には落とせませんので、そうすると教育委員会、特に総合博物館と、このまちづくり推進室ですよ。ここの連携が欠かせないわけですから、そういう意味で言うと、そろそろ敷地もどう利用するのかは、私はいろいろこれまで提案もさせていただいておりますけれども、協議機関というのですか、内部でもいいですけれども、もうそろそろそういうものも始めないと、これをいつまで整備されるのかわかりませんが、今のところ、2億6,000万円あるということですね。基本的には、取得に1億8,000万円かかるから、残った8,000万円で整備をしましょうということで、全部を8,000万円で整備できるわけではありませんね。今、いわゆる小樽雪あかりの路で使わせていただいている部分の暫定整備で5,000万円かかっていますね。こういうことまでやろうとすると8,000万円ぐらいでは済まないわけです。そうすると、最終的には財源手当ては別にして、徐々に整備をしていくということになりますよね。だから今度は、先ほども言いましたように、旧手宮鉄道施設の敷地の問題が出てきますから、そういうのを含めてトータルの計画みたいなものをどうするのかという、ある意味では夢でもいいのですけれども、プランをつくらないと、特に私が言っているのは、これは旧手宮線敷地の整備だけではだめなわけですね。沿線の再生というのがないと、基本的に経済効果がないわけですから。そこが一番大事ですからいろいろ議論をしているわけです。創景事業もどうやって財源手当てするのか、いわゆる財源というよりも、民間の建物について補助金をどう出すのか、そういうふうなことも含めて、民間の投資意欲をそそるような手法がこれから必要になってくるわけですから、そういう意味で言うと、この計画を、外に向かってアピールできるようにして、例えば鉄道ファンも、ちょっとそれなら興味があるから、例えば寄附しましょうとか、ちょっと計画にも乗ってみましょうとか、参加しましょうとかというふうな意欲を起こしていただけるようにしないとイケませんので、そういう議論をしていることがニュースになってもいいわけですから、そういう意味で旧手宮鉄道施設の敷地についても、これは所管外だと言わないで、教育委員会とももうそろそろきちんとした機関として議論を始められたらいいかかと思えます。それに、例えば博物館の友の会もありますし、これまで旧手宮鉄道施設や旧手宮線にかかわって懇談会にも出席されていますけれども、そういう人も含めた議論の場ですね、そういうものも、これで終わったというのではなくて、されたらいいかかと思うのですけれども、その辺の考え方について何かお考えがあれば。

○（建設）まちづくり推進室長

旧手宮線の整備については、今年度、こういう形でひとつ整備計画をつくらせていただきました。委員のお話のように、つくっただけではそれこそ用の半分もなしていない。これを今後どう活用していくかというのが非常に大きな問題ではないかということで、我々もそう思っていますし、これまでもいろいろなところで旧手宮線の活用についてのお話、御意見、御要望等々、お聞きもしております。さらに言えば、やはり総合博物館との連携なくして旧手宮線の活用はないだろうという御意見もいただいています。それで、平成 22 年度は、こういった形で、文学館・美術館の前の整備をいたしますけれども、23 年度以降、どこからどういう形で実際に事業にかかるかというのは、まだはっきりしていませんが、当然、23 年度以降の整備については、整備の内容も含めて予算の問題もありますから、どこまでできるかというのもあるのですけれども、どこからどういう内容でやるかというのは、整備活用を前提としてひとつ考えていかなければならない部分もありますので、教育委員会、特に総合博物館と、そのほか今お話ありましたいろいろな団体の方もいますので、いろいろな方の御意見をお聞きしながら、整備に向けて進んでいきたいというふうに思っています。

○山口委員

最後に要望ですけれども、これは旧手宮線に関して、せっかく木材でやるのでしたら、以前から私が申し上げているように、ボランティアが出ますから。業者に振って全部やってもニュースにならないですよ。高齢者が出て一生懸命やっていると、そういうのが絶対ニュースになりますから、そういう意味で、我々はいくらでもお手伝いしますし、そういうのもぜひ組み込んで、市民協働でニュースにできるような事業にぜひしていただきたいというふうに思いますので、そこは要望しておきます。

○貸出しダンプ制度について

次に、貸出しダンプ制度について、高橋委員長も予算特別委員会で質問されたり、大橋議員も代表質問でおやりになって、これは昨年度から大変問題だと思っております、一部ちょっと手直ししていただきましたけれども、これが制度として始まってから 30 年たっているようですが、当初のこの貸出しダンプ制度ができた経緯というか、目的がどういうものであったか、まずお知らせいただきたいと思います。

○（建設）庶務課長

今、私どもの手元にその制度発足当時の資料等があるわけではございませんけれども、これまでも私どもの考え方としては、私道であったりあるいは市の排雪の入らない路線の、冬期間の生活道路の確保ということを目的として、地元町会等が自主的に排雪をされる際に、市がダンプを派遣して地元の支援をする、そういった制度であるというふうに考えております。

○山口委員

どうも最近の需要を見ていますと、そういうふうなもともとの形ではなくて、それこそ市がロータリ除雪車でやっている排雪路線も含めて、貸出しダンプ制度でどんどんやっているという状況もあって、結局そこが問題になっているのではないかというふうに思うわけです。実は、今年うちの町会を取りやめましたけれども、昨年、私どもの町会で一部の五、六名の契約者が出たのですけれども、それを広げて、富岡ニュータウン一帯を貸出しダンプ制度で 2 度も入ったのですね。その書類を見ましたら、印鑑もついていないし、本人の署名でなくて、業者が署名をしたもので申請がされていたということがわかって、これは町会もあずかり知らない形でやられるのはまずいというので、町会の承認なしにはだめですということで、私どもは町会で役員会を開きまして、その地域の組長にもお話を聞いて、貸出しダンプ制度でやることはまかりならないということで、今年度はやめたのです。また、手宮のほうも相当広範囲でやっていて、ほとんどロータリ除雪車で排雪する第 2 種路線でやっています。貸出しダンプ制度でやるべきというような細い路線は入っていないのですよ。ブルドーザでばんばん走れる路線もやっているわけです。大橋議員が代表質問で述べられたように、貸出しダンプでやっているところも、無料でどんどんやってし

まいますから。そうすると、本来の目的で自分でホイールローダーの分を負担されて、正式に貸出しダンプでやられているところは、ほとんどなくなってしまいますよ。みんな無料でやってくれますから。一部の契約者ですよ。契約者はお金を払っていますからね。うちの場合は、五、六名が 5 万円で 1 件契約しているのです。それで飛び飛びに契約者はセールスして歩くのです。それで、そこがやる、ここがやるというので、全部それをつなぐ線を貸出しダンプでやらせてくれというものですから、全部やってしまうわけですよ。大体 3 日前に、入りますから家の雪も出してくれと言って来るのですよ。そうしたら、みんな出しますよ。全部とっていくのですから。それこそ側溝の上まできれいにとっていきますからね。だから、そういうことになってしまうと、そもそものこの制度というのは、全く用をなさなくなってしまいますから、そういう点についてどういうふうこれから新しいルールづくりをされるのかということで、高橋議員の質問では、ダンプも無料、ホイールローダーも無料でやるようなことはまかりならないと。少なくともホイールローダーについては、ちゃんと契約者が負担をするというふうなことを確認しないと、これはだめですということにされるようだと聞いてきました。

それで歯どめになるかということ、私はならないと思うのですよ、契約者がいるわけですから。その契約者の印鑑が基本的につけばいいわけですから。そもそも年間契約で 5 万円なりを払っている人がいるわけですからね。そういう人を見つけていくわけですから。その人の印鑑さえあれば、簡単にできますから、今のようなことでは歯どめにならないと思うのです。ほかに何かルールとして、こうやったら当初の目的どおりになるというような方法は何かお考えですか。

○（建設）庶務課長

今、いろいろ御指摘をいただきまして、確かにそういったことがあるとすれば、なかなか私どもの中だけでそういったものを見破るというのですか、そういうふうにしていくというのは難しい部分もあると思っています。ただ、もちろん、私どもダンプを派遣するほうとして、適切な作業が行われているかという確認については、これからもしっかりとやっていく必要があると思っています。それと、当然積込みをする業者が適正にやっただけということが、まずこの制度の前提になっているわけでございます。

そういった中で、いろいろと問題があるという御指摘もありまして、私どもは本年 2 月 1 日付けで、除雪対策本部といたしまして、こういった積込み業者の不誠実な行為に対する対応方針というのを固めまして、軽易なものから口頭注意あるいは文書注意、そしてそれ以上になってきますと、ダンプの一時配車の中止ですとか、あるいは登録からの解除と、こういったものを私どもの対応方針として定めたところでございますので、当然そういった不正等の行為があれば、これに基づいて処分をしていくと、そういうふうには考えているところでございます。

○山口委員

私は基本的には第 1 種、第 2 種、第 3 種路線で、例えば第 3 種路線にしか貸出しダンプ制度はだめと言うと、なかなか難しいというお話も聞いていますので、少なくともいわゆるロータリ除雪車で入れる排雪路線については、貸出しダンプ制度の対象ではないというふうにされたほうが、はっきりするのではないかと思いますので、そういうふうな設計はできないですか。

○（建設）庶務課長

今定例会の本会議や予算特別委員会でも、排雪路線における貸出しダンプの利用ということについての御指摘をいただいております。その中で、委員から御指摘がありましたけれども、例えば私どもはバス路線などの交通量が非常に多いところですか、あるいはそういった交通量等を踏まえて夜間排雪を実施しているところ、それからロータリ除雪車や 10 トンダンプを使ってやっている路線、こういったものは費用対効果の部分もあると思います。こういった一連の路線につきましては、貸出しダンプ制度そのものの、地域の自主的な除排雪になじむかどうかという問題のほうがあると思いますので、その辺からの検討はさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

○成田（祐）委員

◎旧国鉄手宮線活用計画について

旧国鉄手宮線活用計画について、1点だけ、お伺いしたかったのですが、この図の青矢印の破線というのは、人の流れだと思うのですが、その部分で中央通と臨港線をまたがるような人の流れができていますので、この部分に1か所、中央通の部分だと信号機というのが書いてあったりするのですが、中央分離帯を突っ切って、横断歩道や信号機といったようなものを設置していくのか、その設置とかをする部分に関しては、この計画そのものの中に入っているのかということについて伺います。

○（建設）まちづくり推進課長

委員からの御指摘のとおり、青の点線というのは人の流れといたしましうか、連携を図りたいという意味であえて表示をした部分でございまして、臨港線についても、今、では信号をここに設置するかとかという具体的な計画を、ここに掲げているわけではございませんけれども、決してここで人の流れが途切れるという意味ではなくて、先ほどの山口委員からの御質問でもあったとおり、総合博物館まで人の流れはつなぎたいという意識を持ってここを点線表示させていただきました。

○成田（祐）委員

その部分で、雪あかりの路を以前やったときに、特に5ページの場合だと、中央通駅のあたりに手宮線C会場というのがあったのですけれども、要は中央通を挟んで文学館・美術館側との行き来が、結局、中央分離帯のところを通過していくのですけれども、信号機がなく、皆さんやはりそこを乗り越えて歩いていくという形で、冬期間だったこともあって非常に危険な状態だったのです。そういう経緯もあって、手宮線C会場、俗に言うマリンホールの裏の場所を使わなくなったという部分もあるのですけれども、やはりその部分に信号がなければ、結局遠回りしてしまったり、そこで途切れて下へ行ってしまう、上へ行ってしまうという部分で、流れがちょっとつきづらくなるのではないかとということもあるので、ぜひその部分も考慮して考えていただきたいというふうに思います。

◎小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画について

次に、公共賃貸住宅長寿命化計画についてお伺いしたいのですが、この資料をいただいて、前の段階から見させていただいた部分で、資料そのものが非常にわかりやすく、逆にあまり突っ込むところがないなというふうに思っていたのですが、やはりどうしてもそうすると1か所だけ浮いてしまう部分があって、私を感じたのは、従来、ほかの計画でもコンパクトシティという話がいろいろ出てきている中で、この長寿命化計画の35ページなどに含まれた判定という部分で、建物そのものの判定というのは非常にわかりやすくここに書かれているのですが、コンパクトシティとかいう都市計画全体の観点で、例えば塩谷にある住宅はちょっと中心部から離れているから少し少なくしていくとか、そういった住宅の場所の設定基準という部分の観点が、どうしてもこれだけきれいに書かれていると、逆にそこがないとか、どういうふうに今後考えていくのかという部分が気になったので、その点についてお伺いします。

○（建設）白川主幹

先ほど、概要の説明の中で申し上げていたのですけれども、この判定の部分につきましては、国のほうで策定指針を示しておりまして、それに沿った形で進めております。今回の長寿命化計画というのは、市営住宅の再配置とか、そういうことまで位置づける計画ではなくて、今ある既存のストックをいかに、長もちさせるように改善事業を入れていくかということです。その位置づけをする計画ということなものですから、残念ながら市営住宅の再配

置とか、そこまで含めている計画ではございません。

ただ、先ほどから何回か議論の中でもあったと思うのですが、やはり小樽市としても、今後やはりコンパクトシティ、住宅で言えばまちなか居住という部分かと思うのですが、私たちも、今、大量にあります郊外の住宅というのを今後どうしていくかということは大きな課題だと思っておりますので、今後の計画の見直しとか、そういう段階では、やはり考えていくべきことだというふうに考えているところでございます。

○成田（祐）委員

このお話は、長寿化計画のところだけではなくて、全体にかかわる話なのですから、特に 22 ページ、23 ページの「（3）関連計画」に、全体の都市計画マスタープランとか、中心市街地活性化基本計画とか、さまざまな計画があって、それぞれ一つ一つはしっかり練られているとは思いますが、やはりその横のつながりというのがいろいろな各計画に反映されているのかというと、実際どのようにその部分が調整されて、それこそ先ほど山口委員がいった話ではないのですけれども、その部分がちょっと横のつながりが見えないので、一つ一つが縦の話になってしまうのではないかと思うのですが、今後、これらの全体の計画について、どのように関連づけさせていくのか、こういった公営住宅、市営住宅をつくるのだったら、コンパクトシティやそういった話とどういうふうに結びつけていくのかという全体の話伺います。

○（建設）白川主幹

計画の 2 ページ目に、計画の位置づけと策定体制がございます。この計画がまずはできまして、第 6 次小樽市総合計画を上位計画としておりまして、また小樽市住宅マスタープランも直近の上位計画と位置づけた中でやっております。総合計画の策定のときには、全庁的にさまざまな計画のいろいろな調整というのがなされて総合計画がまとまっておりますので、そういう意味では、ある程度そういう縦割りの弊害をなくすといえますか、そういうような調整というのは、総合計画の段階でなされて、それに基づいてやっているということが一つあります。

また、下のほうに策定体制がございますが、この計画策定に当たっては、関係する部の中から、関係課長に集まっておいて検討会議を行っております。また、検討会議の中でつくった案を、関係部長が集まるその会議の中で、さらにもんで策定しておりますけれども、それぞれの担当課長なり部長が、それぞれの部署で持っている計画というのを念頭に置いて意見を出していただいておりますので、そういう中で一定の調整はなされてきているというふうに考えているところでございます。

○成田（祐）委員

その調整されている部分がどういうふうになって、「市営住宅をもう一回ここで作り直すのだ」とか「こっちでもう一回コンパクトシティを目指しているから、そこはもういいのではないか」という話をやはり、具体的に全部が全部紙に落とすというわけではなくて、一部でも少しずつ見ると、ああ、こういう方向性に行くのだなという形のやりとりが見えると思うので、ぜひ今後、何かそういう部分の、それこそコンパクトシティというのであれば、それを踏まえた説明が何か少しでもあると非常によいというふうに思うのですが。

○建設部次長

この計画も、実はおおむね 5 年で見直そうということで考えております。そういったことで、時代の流れもございまして、その時々いろいろな状況を見ながら、まさにコンパクトシティを目指すという中で、どういったことを考えていけばいいのかというものをまた改めて検討していきたいと思っております。

○成田（祐）委員

非常に時間がかかる話というか、簡単に二、三年で出る話ではなくて、何十年という話の議論だと思うので、ぜひ少しずつでも取り組んでいただければというふうに思います。

◎水道料の誤徴収について

最後に水道についてですが、ある飲食店業者の方が水道料金を誤徴収されたと伺いました。口座振替で振り込ん

でいるのだけれども、徴収しに来てしまって、御自身が不在だったので、店員が支払ってしまったということで、結局そこで返金処理というものが生じてくると思うのですが、その対応が非常にあいまいだったとのこと。最初、口座で返すと言って、それから今度、手渡しで返すという形に切り替わっていったことに関して非常に不満を持たれていました。それこそお金に係るトラブルがちょっと最近続いている中で、そういった金銭にかかわるトラブルという話を予算特別委員会の集中審議のときにも私はさせていただいたのですが、どのように返却までの時間とかルールというものを定めているのか、今回の経緯も含めてお話を聞かせていただければと思います。

○（水道）料金課長

それでは、経緯について、私のほうから答弁いたします。

実は、委員からお聞きした件につきましては、何らかの理由で口座振替がちょっと遅れてしまって、その後、銀行から連絡が来る前に、連絡が来るのが大体四、五日かかるのですが、その間に水道局が収納委託している担当者が集金に行ってしまった。たまたまそこに店主の方がいなくて、従業員の方がそういう事情がわからないものから間違っ払ってしまったというケースでございます。

このようなケースは、口座振替ではほとんどございませんで、普通は納付書を出して、督促状を出して、その後、催告書を出して、嘱託職員とか株式会社小樽ビル管理に委託しまして集金してもらっている実情なのですが、その過程でどうしても集金に行く前に銀行で納めてしまったという方がおられまして、タイムラグが4日から5日あるものですから、それが入金処理の報告が来る前に、たまたま収納の委託業者の方が行ってしまうと、事情がわからない家族の方がお支払になるというケースを残念ながらタイムラグがある関係上100パーセント防ぐことが、できません。それで、こういうケースはめったにないのですけれども、100パーセント防ぐということはちょっと不可能な状況でございます。

今回のケースなのですが、通常の手順としては、水道局のほうで謝罪しまして、返還方法について、お客様の望むような方法で、家に持っていきなり、口座に戻すなり、郵便局で受け取るなり、いろいろな方法でお返ししているのですが、どうしても今まで我々の公金管理上の問題で、10日に1回の支払日がございまして、それに合わせて還付していたのが実情でございます。今回こういうことがありましたので、もう少し早く返せないかということもございましたので、うちの経理担当といろいろ打ち合わせさせていただきまして、その日のうちに返してほしいと言われても、ちょっとなかなか難しいのですけれども、一日、二日じゅうに何とかお返しできるような方法で事後処理していきたいと思っております。

○成田（祐）委員

先ほどおっしゃった100パーセント防げないというのは、二重に徴収してしまったという、それは利用者の責任も若干あるという話で、今回の話は、完全に利用者が過失なしという形で、間違っ別に徴収してしまったというパターンですね。単純ミスというか、人間なので、どうしてもミスがあると思うのですが、そこについては特に責める必要はないというか、それを言っていたら切りがなくなってしまうと思うのですが、やはりその起こってしまった後の対応策だと思うのです。先ほどこちらのほうも100パーセントではないというふうにおっしゃいましたし、四、五日のタイムラグがあるということをおわかりである以上、やはり返却する部分も、何日以内に連絡するののかというところをしっかりとルールを決めて、特に今、この間の高額療養費未請求問題でも、あり得ないことが起こった。今回の話も、やはりほとんどあり得ないケースというか、単純な入力ミスとかという話だったので、あり得ないことがやはり続くと、それが普通になってしまうというか、どうしても時期が悪いというのもあるので、ぜひその部分は、ルールをしっかりと明確に、話が二転三転ならないような形で対応していただければというふうに思います。

（「さっきの答弁、全然違うって。あなたの答弁は成田さんが聞いたことに対する答弁になっていないっていうの。今の成田さん話だ」と呼ぶ者あり）

○（水道）料金課長

成田委員の質問の内容でございますけれども、なぜすぐ返せなかったかという……

（「いやいや、こっち側に過失がないと言うのだよ、彼は」と呼ぶ者あり）

はい。

（「あなたは口座振替上の手違いで、例えば口座から落とされなくて、あれこれやって、タイムラグが生じて、そういう場合は起こり得るといふ答弁をしているのだけれども、今のケースの場合はそのようではないって言っているのだよ」と呼ぶ者あり）

今回のケースは、先ほど説明しましたけれども、お客様から、店主がいなくて、従業員が間違っただけで納めてしまったという電話がすぐ来ました。それで……

（「だから、ビル管がなぜ行ったのか。口座振替を利用していただいていたお客さんなのでしょう」と呼ぶ者あり）

いや、たまたまうちの手違いがあつて、口座……

（「だから、そうやって答えればいいでしょう、ちゃんと」と呼ぶ者あり）

うちの手違いがございまして、昨年 12 月に名義変更の御依頼が……

○水道局長

この件については、私も事情を聞いています。そして、課長がちょっと言葉足らずだったのは、口座から引き落とされなかったというのは、決して相手方の問題ではなく、すべてこちらのほうの過失だということで、それは間違いございません。ただ、成田祐樹委員がおっしゃいますように、課長も言いましたけれども、こういうことは起こってはいけないのだけれども、いろいろなケースで起こり得るといふことも言えるわけです。私が課長に指示したのは、改めて、要は委員がおっしゃるような、こういうことが起きたときに、相手方に、例えば水道局としては、こういうふうな仕組みで、仮に 10 日後でなければ戻せないと。ただ、これは水道局の事情なのですね。相手はすぐ返してほしいかもわからない。ただ、これは残念ながら、役所というのは一つの決まりの中でやっていると、いかんともしがたい部分もある。ただ、それは改めてこういう機会に改善していくといふことは当然ある。このときは、しっかり相手に納得できる説明をしたかどうか。これはやはり反省すべき点だといふことで、私は課長にこの事情を聞いたときに話しました。こういう問題については、やはり相手方に、いかに私どもの事情を理解してもらえるような最善の努力をするかといふことが必要だといふことは、これは職員ともども改めて認識してまいりたいと思います。

○成田（祐）委員

同じようなミスを繰り返さないことが一番大事だと思うので、その部分で最初は口座振替で十何日後でというふうに提案されてしまったから、やはり怒ってしまったという、最速で返せる手法を提案しなかったという部分で、どうしてもやはり若干怒りを買ってしまった部分があると思うので、ぜひ改善策をこれから講じていただきたいというふうに思います。

◎「小樽の水」の中国での販売について

あと、上下水道ビジョンについてお伺いしたかったのですが、今後の財政収益の見通しについて、水道料金、下水道使用料のどちらも収益が少なくなっていくのですが、これから先、見通しとして、現在の人口減少等が続いてしまうと、これから何年後には水道料金の値上げという話、現実的な値上げをしなければならなくなるのか、また大幅な値上げをしなければならぬという時期がいつか来るはずだと思うのです。今の水道管やポンプ場など、全部維持していて、でも人口が 3 分の 1 になりましたといったら、やはりそれだけ大幅な負担が出てしまう、維持するのすら精いっぱいというような状態が出てくると思うのですが、その辺の見通しといふのはどの程度考えておられますか。

○水道局次長

確かに委員がおっしゃるとおり、施設規模というものはそれなりの人口規模を目指してつくってきたということには間違いはないことでございます。それで、すべてやはりダウンサイジングというか、その人口規模に見合った形ということになろうかと思えます。その人口規模はどのぐらいなのかという部分までは、今、このビジョンでは考えておりません。それよりも、常々局長から申し上げておりますけれども、このビジョンによって我々の目指す方向というのは、できるだけ値上げを先延ばしするのだという、そのためにこのビジョンがあると言っても過言ではないというふうに思っています。その中で、どの時期になるかというのはまだ不明確ですけれども、とにかくこのビジョンによって、我々が内側でできる手だてはできるだけやるのだと。その後に、やむを得ないときが来たときに、お客様である市民の皆様方をお願いする時期はいつか来るかと、そんなような受け止め方をしております。

○成田（祐）委員

そんな中でも、やはり民間委託の推進というものが含まれていたり、経費削減に関して非常に取り組まれている、危機感を持たれているなどというのは十分認識できるところです。もちろん、削減策をどんどん講じていっても、結果的に、どうしてもやむを得ない時期というのは、水道局の責任ではなくて、人口的な、どこのまちでも起こり得る問題だと思うので、そういう時期がいつか来てしまうと思うのです。

そこで、今、非常にニュースになっているのが、以前も外国からの水の購入という話をさせていただいたのですが、ある自治体でも、中国等に水を売るといふビジネスを自治体で行っていくというような話が出てきている中で、本市も今度、現在の施設を維持するために、人口が減った分で、余力のある部分を中国のほうへ販売していくといったような、そういったビジネスに転換していくという方向性、今売っているペットボトル「小樽の水」を、要は海外に売るといふ話なのですけれども、そういった部分というのは、今後どのように考えていますか。

○水道局次長

今までもいろいろな場面で中国での展開というのができないかとか、そういうお話もありまして、市の幹部が中国に行ったときに、中国では水道水というのは飲まないという文化があるというふうには聞いております。それから、小樽市内のあるメーカーが中国に展開するときに、試供品みたいな形で「小樽の水」を持って行って、その可能性というものを調査したりということをやっております。これは価格の問題もあり、なかなか難しいというか、エネルギーをかけて中国まで運ぶという、このコストたるやばく大な費用がかかりますから、そういう値段の問題なり、中国の市場性というのがあるのかどうか。

それからもっと大事なことは、水道局でそういうビジネスが可能なのかどうか。それは、それなりに生産という産業として我々は能力を発揮することはできますけれども、商取引なり、いろいろな法規制なりで、そういうことでは、また違ったいろいろな知識がなければ、こういうのは商売にならないわけですし、そういう部分で言えば、そういうような引き合いといいますか、いつも前向きに話は聞きますけれども、実際、水道局独自でそのビジネスを成り立たせることはなかなか難しいのではないかというふうに思っています。

○成田（祐）委員

実際、人員を削減している中で、営業をしなさいというのは、非常にこれはもう不可能なお話だというふうには思っていますので、そうでなくて、どこから引き合いが来た時点で、そういった提案も、要はおいしいところだけできるのであれば、もちろんその話にはやはり乗るべきだと思うし、そういったPR活動も含めたものも当然あると思うのですが、それこそ 10 年前、20 年前だったら、水道水を売るといふこと自体が、発想としてなかったと思うのですよね。今の中国のやはり水に対する安全性を求めている部分とか、国の発展性とか、そういったものを、特に日本のような品質が高いものを求める傾向というのが、やはり中国にいる友人から非常に高いという話を聞くのです。

そのような中で、少しでもそういった市民の皆さんに還元できるという部分があるのであれば、検討する余地が

あればしていただきたいと思います。逆になかなか、知名度があって、さらに水がおいしくて、クレーンがある港というのは、日本でもしかしたらほとんどないのではないかと、新潟ぐらいにあるかどうかぐらいで、そういった輸出の条件を満たしているような場所というのものも、なかなかないのではないかと思います。個人的な、いろいろな情報を集めている中では、小樽は実は非常にそういった部分での可能性を秘めているのではないかとこの部分があるので、逆にこれは水がおいしくなければ、こんな話しする必要は全くないのですけれども、高い品質のものをつくられているからこそ、新しく今になって見えてきたものというのが出てきたと思うので、ぜひ今後とも少し、5 年先、10 年先になるのか、もうちょっと長い先の話になるような気がするのですが、検討というか、調査していただければというふうに思います。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 30 分

再開 午後 5 時 50 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○古沢委員

簡潔に若しくは詳しく、どっちにも言いようがないのです。

陳情案件なのですが、願意は全部、私は妥当だと考えておりますから、それなりの討論は本会議で行いますので、採択を求めて、委員会での討論とします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第 1 号、第 246 号、第 644 号、第 1143 号及び第 1154 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、継続審査と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。